

令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第111号】
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 【議案第112号】
三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・ 3

《所管事項説明》

- 1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 「三重県子ども条例」の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 「三重県こども計画（仮称）」の策定について・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について・・・・・・ 28
- 6 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」の策定について・・・・・・・・・・・・ 30
- 7 「三重県社会的養育推進計画（I期）」の策定について・・・・・・・・・・・・ 41
- 8 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について・・・・・・・・・・・・ 47
- 9 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について・・・・・・・・・・・・ 51
- 10 「子どもを虐待から守る条例」の改正について・・・・・・・・・・・・ 54
- 11 一時保護施設の基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・ 56
- 12 三重県いじめ調査委員会調査報告書について・・・・・・・・・・・・ 60
- 13 「第二期 三重県地域福祉支援計画」の策定について・・・・・・・・・・・・ 64
- 14 「第二期 三重県再犯防止推進計画」の策定について・・・・・・・・・・・・ 70
- 15 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」の策定について・・・・・・・・・・・・ 75
- 16 三重県いなば園における虐待事案への対応について・・・・・・・・・・・・ 79
- 17 指定管理者制度に係る報告について・・・・・・・・・・・・ 84
- 18 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・ 95

《別冊》

- ・（別冊1）「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定に係るアンケート調査等実施結果
- ・（別冊2）「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告書（令和5年度版）
- ・（別冊3）三重県いじめ調査委員会調査報告書（公表版）
- ・（別冊4）社会福祉法人三重県厚生事業団及び三重県いなば園に対する特別監査実施報告書
- ・（別冊5）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度）

令和6年10月8日

子ども・福祉部

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「生活保護法」の一部改正により「就職準備給付金」の支給が創設されたことに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」という。）に基づく独自利用事務（個人番号を含む個人情報を利用できる事務）に、「就職準備給付金」の支給に係る事務を追加する必要があるため、規定を整理します。

2 改正内容

条例第 4 条関係別表第 1 及び第 2 に規定する「進学準備給付金」とあるのを、「進学・就職準備給付金」に改正します。

現 行			改 正 案		
別表第一（第四条関係）			別表第一（第四条関係）		
機関	事務		機関	事務	
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
二～六（略）	（略）		二～六（略）	（略）	
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	一・二（略） 三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 四～十（略）	一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	一・二（略） 三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 四～十（略）

二 知事	児童福祉による慢性病の関務で定められた医療費に事あつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人保護は給付金（以下「生活困窮外国人保護」という。）であつて規則で定めるもの	二 知事	児童福祉による慢性病の関務で定められた医療費に事あつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人保護は給付金（以下「生活困窮外国人保護」という。）であつて規則で定めるもの
三～十二 (略)	(略)	(略)	三～十二 (略)	(略)	(略)

3 施行期日 公布の日

【参考】

進学・就職準備給付金

生活保護世帯の子どもへの支援として、平成 30 年 6 月 8 日に大学等への進学の支援を図ることを目的として「進学準備給付金」が創設されました。また、令和 6 年 4 月 24 日の生活保護法改正により、高校生等であつて安定した職業に就くことが見込まれるもの等が追加され、「進学・就職準備給付金」に名称が変更されました。

2 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「三重県特定不妊治療費助成規則」の廃止に伴い、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて定めた「三重県の事務処理の特例に関する条例」（以下「条例」という。）について、改正を行うものです。

2 改正内容

条例第 2 条関係別表第 2 の 26 の 2 及び 26 の 3 を削除します。

現 行		改 正 案	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一～二十六（略）	（略）	一～二十六（略）	（略）
二十六の二 三重県特定不妊治療費助成規則（平成二十年三重県規則第五十七号）に基づく次に掲げる事務 イ 第五条の規定による申請書の受理及び知事への送付 ロ 第八条の規定による申請受理簿の作成	各市町（四日市市を除く。）	二十六の二 削除	
二十六の三 三重県特定不妊治療費助成規則に基づく次に掲げる事務 イ 第五条の規定による申請書の受理及び知事への送付 ロ 第六条の規定による決定通知書の交付の経由 ハ 第八条の規定による申請受理簿の作成	四日市市	二十六の三 削除	
二十六の四～三十五（略）	（略）	二十六の四～三十五（略）	（略）

3 施行期日 公布の日

（参考）地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

【所管事項説明】

1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
13-1	地域福祉の推進	子ども・福祉部	「地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供」について、保育所等への指導監査体制の整備等よりよい保育環境の整備を進められたい。	会計年度任用職員や社会保険労務士等専門家を活用しながら、質と量とを両立した監査体制の充実を図ることで、保育所等社会福祉施設の適正な運営・サービスの質の確保につなげていきます。
			「生きづらさを抱える人の支援体制づくり」について、ひきこもり状態にある方向けの就労支援に係る記載を検討されたい。	就労支援は、ひきこもり支援の中で大事な取組の一つであり、「三重県ひきこもり支援推進計画」の取組方向「5 社会参加・活躍支援」にも位置づけ、取組を進めているところです。 ご意見を踏まえ、関係機関と連携した就労支援に取り組むことを記載しました。
			「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」について、おもいやり駐車場の使用方法やヘルプマークの利用等啓発に係る記述を充実されたい。	ご意見を踏まえ、おもいやり駐車場の使用方法について、実際の利用者等の意見を聴きながら運用の改善を図ることを記載しました。 また、ヘルプマークの利用等啓発については、学校出前授業やポスター・チラシの掲示・配布等により普及啓発に取り組み、意識醸成に努めていくことを記載しました。
			「戦没者遺族等の支援」における「参列しやすい環境整備」について、慰霊式参列等に係る支援策の一層の充実を図られたい。	沖縄「三重の塔」戦没者慰霊式については、令和6年度において参列者の旅費支援の充実を図ったところですが、引き続き慰霊式参列等に係る支援が充実するよう参列者の立場にたった取組を検討していきます。
13-2	障がい者福祉の推進	子ども・福祉部	「共生社会の実現に向けた手話施策の推進」について、能登半島地震を踏まえた上で今年度の取組に係る記述を検討されたい。	ご意見を踏まえ、能登半島地震を踏まえた令和6年度の取組について、災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討に取り組むことを記載しました。
			「農林水産業と福祉との連携の促進」について、農福連携商品の企業における活用促進を部局間で連携して推進されたい。	ご意見を踏まえ、農林水産業と福祉との連携による商品の認知度向上につながるマルシェの開催を支援することや、雇用経済部と連携して、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された生産物やその加工品の企業等における利用を新たに促進することを記載しました。
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部	「子どもの貧困対策の推進」において、中高生世代の居場所づくりについて記述し推進を図られたい。 また、ヤングケアラーへの支援体制について、学校等と連携して実態を捉え具体的な支援に取り組まれたい。	ご意見を踏まえ、さまざまな「子どもの居場所」のニーズに対応するための取組の一つとして、中高生世代の居場所づくりに係る調査等を実施することを記載しました。 また、ヤングケアラーの支援については、学校と連携し早期把握、切れ目のない支援につなげられるよう取り組んでいきます。
15-2	幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	放課後児童クラブの待機児童の解消について、市町と連携して取り組まれたい。	市町と情報共有・連携を図り、実態把握に努めながら、放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、施設整備や人材確保等について、取組を進めていきます。
15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部	「児童虐待対応力の強化」について、県と市町・関係機関との連携について記載し再発を防ぐ体制を整備されたい。	ご意見を踏まえ、市町や関係機関との連携をさらに深め、一層の再発防止策を講じることで、児童虐待対応の強化に取り組むことを記載しました。
			「社会的養育の推進」について、社会的養護経験者の自立を強く後押しする記述を検討し、切れ目のない支援を図られたい。	社会的養護経験者の自立に向けての支援は、NPO等とも連携しながら自立支援計画を作成しているところであり、ご意見を踏まえ、関係機関と連携した自立支援をより一層推進することを記載しました。

2 「三重県子ども条例」の改正について

1 条例改正の考え方

「三重県子ども条例」の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数の増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

令和5年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査では、子どもの意見を大人が聴いてくれるかどうか、子どもがほっとする場所の有無、幼少期の体験機会が自己肯定感と関係していること、世帯の収入状況で子どもの勉強時間や将来の進学希望に差があること、共働き世帯が増加する中で地域のつながりが希薄化し、保護者の孤立感が増加していることなどが明らかになっています。

このため、次の視点で条例の改正を行います。

【改正の視点】

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添ったさまざまな支援を実施する

2 これまでの検討状況

	開催日	主な内容
第1回こども政策検討会議	5月7日	条例改正の必要性、子ども・若者の現状と課題、必要な支援
第2回こども政策検討会議	5月28日	条例改正の方向性
第3回こども政策検討会議	7月30日	条例改正案（概要）
第4回こども政策検討会議	9月26日	条例改正案（たたき台）
こども会議（17グループ）	6月20日	子どもの意見の聴き取り
別紙1-1 別紙1-2	～9月12日	

3 条例改正案（中間案）の概要

条例改正案（新旧対照表）は、別紙2のとおりです。

なお、変更する規定等の主なものは以下のとおりです。

（1）全般

- ・条例の名称を「三重県子ども条例」から「三重県子ども基本条例」に変更。
- ・前文において、子どもは生まれながらに権利の主体であることを明記したうえで、子どもを取り巻く環境の変化に伴って子どもの権利侵害が増加している現状をふまえ、全ての子どもの権利が守られる社会の実現をめざし、社会全体で取り組むことを宣言。

(2) 第1章 総則

- ・ 条例の目的として、「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に資すること」を規定。(第1条)
- ・ 子どもの定義について、現行条例の「18歳未満の者」に加えて、「18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者」を規定。(第2条)
- ・ 基本理念として、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に向けた4つの基本理念を規定。(第3条)
- ・ 県の責務として、施策の対象となる子どもまたは子どもを養育する者等の意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずることを規定。(第4条)
- ・ 保護者の役割として、養育に関する第一義的責任を有することを明記したうえで、必要な支援を受けながら、子どもの権利を守ることを規定。(第5条)
- ・ 学校等の役割として、教職員に対して子どもの権利に関する研修等を実施すること、子ども自身が子どもの権利について学ぶことができるよう支援すること、子どもの意見を十分に尊重することを規定。(第6条)
- ・ 子ども・子育て支援団体の役割として、それぞれの専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する支援を行うことを規定。(第8条)

(3) 第2章 基本的施策

- ・ 虐待、いじめ、犯罪など子どもの権利を侵害するあらゆる行為から子どもを守るとともに、子どもの権利が侵害された場合に救済を図るための体制の整備その他の必要な措置を講ずることを規定。(第11条)
- ・ 子どもが意見を形成するための支援を行うとともに、子どもの意見を幅広く聴取したうえで、子どもの意見を十分に尊重することを規定。(第13条)
- ・ 全ての子どもが豊かに育つことができるよう、乳幼児期からの切れ目のない支援や、多様な学び、遊び、体験活動、居場所づくりへの支援を行うとともに、貧困や社会的養護をはじめ特別な支援や配慮が必要な子どもが適切に養育されるよう必要な支援を行うことを規定。(第14条)
- ・ 保護者が安心して子育てができ、その役割を果たすことができるよう、子育て家庭に寄り添ったさまざまな支援を行うことを規定。(第15条)

(4) 第3章 施策の総合的・計画的な推進

- ・ 子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定について規定。(第18条)
- ・ 子どもに係る施策について、子どもが情報に触れたり、理解を深めたりすることができるよう、子どもの視点に立って情報提供することを規定。(第19条)

4 今後の予定

令和6年	10月	パブリックコメントの実施
	11月	三重県こども政策検討会議
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
令和7年	2月	議案提出
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議） 公布

こども会議に参加した子どもの意見聴取結果

別紙1-1

1 こども会議の概要

実施期間 令和6年6月20日～令和6年9月12日
 実施方法 グループごとに対面での聴き取り
 参加者 17グループ・225人(小学生～大学生)

聴き取りテーマ 「子どもの権利が守られていないと思うこと、嫌だったこと」
 意見数 337件

意見での出現回数に応じた大きさで単語を图示しています。

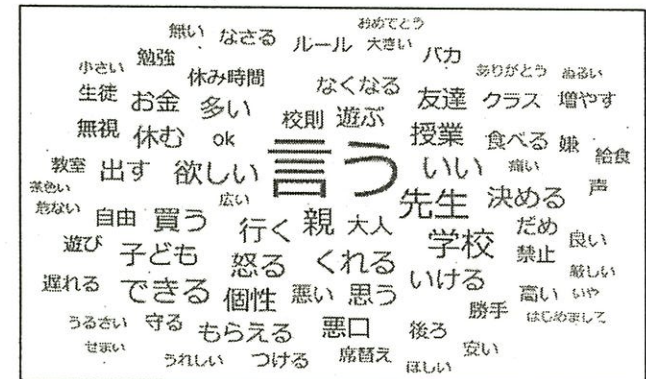
2 子どもの意見における頻出単語(名詞)

(その単語と合わせて使われていた単語)

先生	27件	言う、学校、生徒、親、悪い、注意等
学校	23件	先生、言う、行く、スポーツ、欲しい等
親	19件	言う、買う、くれる、行く、部屋、先生等
授業	10件	いい、休み時間、なくなる、学校等
個性	9件	守る、尊重、教える、校則、消す等
子ども	9件	大人、決める、音楽、多い等

3 子どもの意見の特徴(全体イメージ)

※AIテキストマイニングによる分析



4 主な意見

(先生について)

- 先生の機嫌が良い時と悪い時で人に接する態度が違う。
- 先生が授業に遅れるのはいいけど、生徒はだめ。
- 先生によって対応が異なる。

(学校について)

- 学校を休んだため、授業の残りがあって休み時間がなくなった。
- 学校の下校時間が厳しい。
- 先生に学校に来たらと言われるから強制させられているみたい

(親について)

- 今後の勉強のことで親に怒鳴られた。
- 親が部屋をノックせずに入ってくる。
- 親の考えを押し付けられる。自由に考えてみたい。

(校則について)

- 今どきツープロックが校則でだめ。
- 個性を消すような校則を守らせている。
- メイクとか校則で禁止されているけど、社会に出たらして当たり前。

こども会議におけるテーマ別の主な意見

1 子どもの権利が守られていないと思うこと、嫌だったこと

(1)小学校

- ・学校を休んだため、授業の残りがあって休み時間がなくなった。
- ・今後の勉強のことで親に怒鳴られた。
- ・図工の授業で作品作りが長引いて休み時間がなくなった。

(2)高等学校

- ・先生の機嫌が良い時と悪い時で人に接する態度が違う。
- ・親が部屋にノックせず入ってくる。
- ・授業中に手を上げることがいいと言われる。
- ・個性を消すような校則を守らせている。
- ・先生から言われたことをしていたらなぜか怒られた。
- ・あるスポーツがしたいがその学校に近く、近くの学校があればその学校に行ける。
- ・遊びに行こうと思ったら親に急遽用事があるから行くなと言われた。
- ・先生が授業に遅れるのはいいけど、生徒はだめ。
- ・今どきツープロックが校則でだめ。
- ・身体じゃなく精神的にしんどい時、保健室に行かせてもらえない。
- ・親の考えを押し付けられる。自由に考えてみたい。
- ・メイクとか校則で禁止されているけど、社会に出たらして当たり前。
- ・先生によって対応が異なる。
- ・メイクやピアスをすること、髪を染めることが禁止されている。
- ・親がよく分からないところでキレたり、急に怒り出したりする。
- ・授業を集中して受けられる環境がほしい。

(3)子ども食堂

- ・いじめられて自由を奪われた。
- ・悪口言われる。
- ・席替えは先生が決めている。
- ・お小遣いが少ない。
- ・授業ですることができなかつたら、休み時間がない。
- ・18歳成人でもできないことが多い。18歳成人が必要なのか。
- ・水筒はお茶と水、スポーツドリンクはだめなのか。
- ・自分のお金なのに好きなものを買わせてもらえない。

(4)その他の施設(児童養護施設、日本語支援教室、オルタナティブスクール等)

- ・仲間はずれにされた。

- ・学校の下校時間が厳しい。
- ・給食おいしくしてほしい。
- ・公園を増やしたり、サッカーコートをつくってほしい。
- ・学校にもっと遊具がほしい。
- ・お小遣いをくれない親に「これ買って」と言っても「また今度ね」と言って買ってくれない。
- ・友達の家遊びに行きたい。
- ・勉強しないといけない。
- ・死ねって言われた。
- ・学校の先生に学校に来たらと言われるから強制させられているみたい。
- ・親の意見を押し付けられる。

2 子どもの権利条約に対してやってないと思うこと(子ども食堂)

- ・42条について、子どもの権利条約を大学生になってから知った。小学生くらいから知りたかった。
- ・大人もちゃんと子どもの権利条約を理解してほしい。
- ・25条について、施設内の環境を一度、子どもに聞いてみるのがよい。
- ・遊ぶ場所や勉強する場所を確保してほしい。
- ・宗教を自分の意思で選ぶのは難しい。

3 持っている権利、どんな権利があればいいか

(1)子ども食堂

- ・家族と暮らす権利
- ・遊ぶ権利
- ・勉強する権利
- ・失敗する権利
- ・休む権利

(2)小学校

- ・夢を持つ権利
- ・色々な人と仲良くできる権利
- ・誰からも幸せを奪われない権利
- ・習い事をする権利
- ・自分で自由に選べる権利

4 大人に約束してほしいこと

(1)学童

- ・子どもの話を聞いてほしい。
- ・交通安全

(2)小学校

- ・子どもだから言いたいことが言えない環境をなくしてほしい。
- ・子どもも大人も一人の人間として対等に扱ってほしい。
- ・ダメな理由、約束を作る理由を説明してほしい。
- ・勝手にルールを作らないでほしい。

5 社会にある子どもの課題とその解決方法(大学)

- ・いじめに関して、アドボカシーを広める活動をする。
- ・子育てに関して、予約の連絡、空き状況も分かるアプリを開発する。
- ・1人親に関して、身近で気軽に相談できる、1人親が集まれる場所を作る。
- ・子どもの体調が悪化した時、緊急対応できる大きい病院がどの地域にもほしい。
- ・遊び場が少ないことに関して、学校など子どもが普段利用している施設や子どもだけで行ける場所を遊びの場として提供する。

○三重県子ども条例の改正(中間案) 新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="199 309 464 340">三重県子ども基本条例</p> <p data-bbox="172 383 783 454">子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。</p> <p data-bbox="172 456 788 862">近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展、経済格差の拡大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など、子どもの置かれている状況は深刻さを増している。また、子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど、子どもの成長にとって大切な権利が十分に守られていない。</p> <p data-bbox="172 864 783 1008">今こそ、子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利が守られなければならない。</p> <p data-bbox="172 1010 788 1155">私たちは、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念にのっとり、全ての子どもの権利が守られる社会の実現を目指して、相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="403 1308 555 1339" style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p data-bbox="172 1384 252 1415">(目的)</p> <p data-bbox="172 1417 788 1789">第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="172 1834 252 1865">(定義)</p> <p data-bbox="172 1868 788 1939">第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="199 1942 788 2049">一 子ども 十八歳未満の者及び十八歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者をいう。</p>	<p data-bbox="826 309 1038 340">三重県子ども条例</p> <p data-bbox="801 383 1412 672">子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。</p> <p data-bbox="801 674 1412 1079">全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。</p> <p data-bbox="801 1081 1412 1265">私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="801 1384 880 1415">(目的)</p> <p data-bbox="801 1417 1412 1673">第一条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="801 1834 880 1865">(定義)</p> <p data-bbox="801 1868 1412 1939">第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="826 1942 1412 2049">一 子ども 十八歳未満の者をいう。 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。</p>

改正案	現行
<p>二 <u>子どもに係る施策 第二章「基本的施策」に定める施策をいう。</u></p> <p>三 <u>保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。</u></p> <p>四 <u>学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設のほか、子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設をいう。</u></p> <p>五 <u>子ども・子育て支援団体 子どもや子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 <u>全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u></p> <p>一 <u>子どもは生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。</u></p> <p>二 <u>子どもに関することが決められたり、行われたりするときに、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。</u></p> <p>三 <u>子どもの命や健康が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。</u></p> <p>四 <u>子どもが自分に関係のあることに参加し、自由に意見を表明することができ、その意見が聴かれ、子どもの最善の利益を実現する観点から、その意見が十分に考慮されること。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>全ての子どもの権利を守るために必要な施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、前項の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、<u>子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を図るため、施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条から第九条までに規定する役割を各主体が果たせるよう支援するものとする。</u></p> <p>3 県は、<u>子どもに係る施策の実施に当たっては、市町と連携し、市町が行う施策に協力するとともに、市町に対し、必要な協力を求めるものとする。</u></p> <p>4 県は、<u>第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。</u></p>	<p>三 <u>学校関係者等 教育、福祉その他子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 <u>子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u></p> <p>一 <u>子どもを権利の主体として尊重すること。</u></p> <p>二 <u>子どもの最善の利益を尊重すること。</u></p> <p>三 <u>子どもの力を信頼すること。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、<u>次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。</u></p> <p>3 県は、<u>第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>(保護者の役割) 第五条 <u>保護者は、子どもの養育に関する第一義的責任を有し、基本理念にのっとり、県や市町、子ども子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(保護者の役割) 第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。</p>
<p>(学校等の役割) 第六条 <u>学校等の関係者(設置者、管理者、教員及び職員をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。</u> 2 <u>学校等の設置者及び管理者は、当該施設の教員及び職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修等の実施に努めるものとする。また、学校等の教員及び職員は、子どもの権利に関する研修の受講等に努めるものとする。</u> 3 <u>学校等の関係者は、子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるよう支援するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(学校関係者等の役割) 第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。</p>
<p>(事業者の役割) 第七条 <u>事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>(事業者の役割) 第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。</p>
<p>(子ども・子育て支援団体の役割) 第八条 <u>子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(県民等の役割) 第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによつて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。</p>
<p>(県民の役割) 第九条 <u>県民は、基本理念にのっとり、県の子どもに係る施策について関心と理解を深めるとともに、県が実施する子どもに係る施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	
<p>(市町の役割) 第九条 <u>市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>(市町の役割) 第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(連携及び協働) <u>第十条 保護者、学校等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第二章 基本的施策</u></p> <p>(子どもの安全・安心の確保) <u>第十一条 県は、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、性犯罪や性暴力その他の犯罪、事故、災害など子どもの権利を侵害するあらゆる行為(ソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るとともに、子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を第一に救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(子どもの権利について学ぶ機会の提供) <u>第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等の関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。</u></p> <p>(子どもの意見表明及び社会参画の促進) <u>第十三条 県は、子どもが意見を形成するための支援を行うとともに、子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、社会への参画を促すとともに、子どもの意見を幅広く聴取した上で、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重するものとする。この場合において、県は、声を上げにくい状況にある子どもからの意見聴取に留意するものとする。</u></p> <p>(子どもの育ちへの支援) <u>第十四条 県は、全ての子どもが生まれ育った環境等に関わらず、自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮して、自立した個人として自分らしく豊かに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。</u> <u>一 子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼児期から切れ目のない支援を行うこと。</u> <u>二 子どもが主体的に取り組む様々な活動を支援すること。</u> <u>三 子どもが多様な学び、遊び、体験活動等の機会に接することができるよう支援すること。</u> <u>四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを支援すること。</u></p>	<p>(連携及び協働) <u>第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。</u></p> <p>(施策の基本となる事項) <u>第十一条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。</u> <u>一 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。</u> <u>二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。</u> <u>三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。</u> <u>四 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。</u></p>

改正案	現行
<p>2 <u>県は、貧困の状況にある子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、発達支援及び医療的ケアが必要な子ども、不登校の子ども、外国につながる子ども、ヤングケアラーなど、特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるよう必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(子育て家庭への支援) 第十五条 <u>県は、保護者が安心して子育てができ、その役割を果たすことができるよう、子育て家庭に寄り添った様々な支援を行うものとする。</u></p> <p>(人材の育成及び環境の整備) 第十六条 <u>県は、子どもや子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うものとする。</u></p> <p>(相談への対応) 第十七条 <u>県は、子どもや子育て家庭からの相談に対応する窓口(ソーシャルネットワークサービスその他のインターネットを活用したものを含む。)を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第三章 施策の総合的・計画的な推進</u></p> <p>(計画の策定) 第十八条 <u>県は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</u></p> <p>3 <u>計画は、こども基本法第十条第一項に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。</u></p> <p>4 <u>知事は、計画を定め、又は計画の主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(広報及び啓発) 第十九条 <u>県は、子どもに係る施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>県は、子どもに係る施策について、子どもが情報に触れたり、理解を深めたりすることができるよう、子どもの視点に立った情報の提供に努めるものとする。</u></p>	<p>(相談への対応) 第十二条 <u>県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>(広報及び啓発) 第十三条 <u>県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>(調査) 第二十条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を<u>定期的に</u>調査し、その結果を公表するものとする。</p> <p>(年次報告) 第二十一条 知事は、毎年、<u>計画に基づく</u>施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。</p>	<p>(調査) 第十四条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。</p> <p>(年次報告) 第十五条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。</p>

3 「三重県こども計画（仮称）」の策定について

1 子ども・子育て施策に係る計画について

県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、令和2年3月に「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（令和2年度～令和6年度）を策定し、ライフステージに応じた取組を行っています。

国において、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められる中、三重県においても、「第二期スマイルプラン」に代わる新たな子ども・子育て施策に係る計画として、「三重県こども計画（仮称）」の策定を予定しています。

2 「三重県こども計画（仮称）」の位置づけ及び構成について

（1）法令における位置づけ

「三重県こども計画（仮称）」は、こども基本法第10条の規定により、3つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）を1つに束ねた国のこども大綱を勘案して策定する必要があります。

また、「三重県子ども条例」の改正案において、「子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定める」「同計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成する」こととしています。

（2）計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

（3）計画のめざす姿及び総合目標

国のこども大綱や改正子ども条例の目的及び基本理念を勘案して、計画のめざす姿と総合目標を設定します。

（4）重点的な取組

- ・めざす姿の実現に向けて、今後5年間で集中的に取り組む施策を重点的な取組として位置づけます。
- ・重点的な取組は、改正子ども条例で規定する基本的施策を中心として、こども大綱に盛り込まれている「少子化対策」、「若者支援」に関する取組も加えて整理します。
- ・それぞれの重点的な取組に対して、5年後のめざす姿を定めるとともに、その進捗を把握するための複数の指標（KPI）を設定します。それぞれの指標（KPI）で目標値を定め、毎年度評価しながら進捗管理を行います。

【重点的な取組の項目案】

- ①子どもの安全・安心の確保
- ②子どもの権利について学ぶ機会の提供
- ③子どもの意見表明及び社会参画の促進
- ④子どもの育ちへの支援
- ⑤子育て家庭への支援
- ⑥少子化対策、若者支援

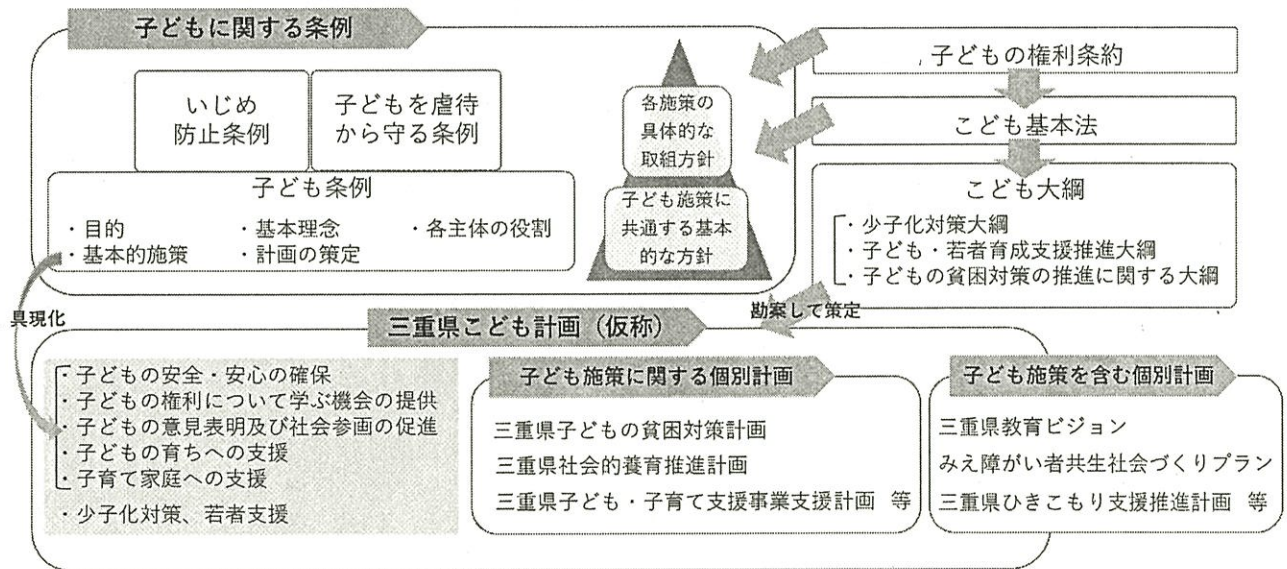
(5) 子ども施策全般に係る取組

- ・重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、子どものライフステージ等の視点で整理します。
- ・県の子ども施策全般を網羅し、現状を把握するものであるため、各取組の進捗管理については個別計画で行います。

【子ども施策全般に係る取組の項目案】

- ①ライフステージを通じた取組
- ②ライフステージ別の取組
- ③子育て家庭への支援に関する取組

(6) 「三重県子ども計画（仮称）」と法令等との関係性



3 これまでの検討状況

	開催日	主な内容
第1回こども政策検討会議	5月7日	計画策定の必要性、子ども・若者の現状と課題、必要な支援
第2回こども政策検討会議	5月28日	計画策定の方向性
第3回こども政策検討会議	7月30日	計画の構成（案）

4 今後の予定

- 令和6年 11月 三重県こども政策検討会議
12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施
- 令和7年 2月 議案提出
3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会

4 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について

1 改定の経緯

(1) 子どもの貧困対策計画

「三重県子どもの貧困対策計画」は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画として、子どもの貧困対策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものです。

平成28年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」（平成28年度～令和元年度）を策定し、令和2年度からは、当初の計画期間終了にあたり、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、令和2年3月に「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。

現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

(2) ひとり親家庭等自立促進計画

「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県計画として、ひとり親家庭等への支援を総合的に推進するために必要な事項を定めるものです。

ひとり親家庭を取り巻く厳しい現状や法改正などをふまえ、令和2年3月に「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。

現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

2 これまでの成果と課題

(1) 子どもの貧困対策計画

現行計画では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」の5つの支援を柱として取組を進めています。

①教育の支援

本県では、生活困窮家庭またはひとり親家庭の子どもが利用できる学習支援事業の実施、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていなかったりする中学生等を対象にした「地域未来塾」による学習支援、「子どもの居場所」団体における学習支援の取組を推進しています。

生活困窮家庭の子どもへの学習支援は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、オンライン学習を活用したりするなど、市町によって進め方はさまざまですが、学習支援を受けられる子どもの人数は限られており十分とは言えないため、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援等が、「子どもの居場所」なども含めた身近な地域で利用できるよう、市町や学習支援に取り組む団体等に働きかける必要があります。

②生活の支援

県内における「子どもの居場所」の数は年々増加し、令和5年度には181か所となりました。子ども食堂だけではなく、フードパントリー、学習支援教室、体験活動の提供など、多様な形態の「子どもの居場所」を拠点とした支援が広がっています。これらの「子どもの居場所」の活動を持続可能な取組としていくため、子どもの居場所運営者向けの人材育成支援や運営補助などを実施しました。

ひとり親家庭の保護者は、子どもを預けて仕事に行かざるを得ない状況にありますが、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの利用料が高額であるため、大きな負担となっています。しかし、ひとり親家庭に対するファミリー・サポート・センターの利用料の減免・助成、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数は増えていない状況です。ひとり親家庭の保護者が、必要なサービスを受けられるよう国や市町に働きかけ、制度の充実や利用料の減免・助成等を拡充していく必要があります。

③保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るため、生活保護世帯の保護者に対して、福祉事務所のケースワーカーや就労支援員等がハローワーク等の関係機関と連携して就労支援を行った結果、支援を受けた生活困窮者の人数は、平成30年度の321人から令和5年度には624人に増加しました。

一方、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援については、希望職種と求人のミスマッチによるマッチングの難しさなどにより、就業に至らないケースがあります。そのため、三重県母子・父子福祉センターによる就労相談については、ハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等との連携をとりながら、個々の状況に応じた就労支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

④経済的支援

児童扶養手当、特別児童扶養手当といった各種手当等の支給、ひとり親家庭、低所得世帯に対する母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付など、貧困の状況にある世帯に対する経済的支援を行いました。

母子世帯における養育費を受給している割合は25.4%（令和5年度）であり、全国平均の28.1%（令和3年度）より下回っている状況です。令和5年4月、国において、養育費を受給している割合を令和13年までに40%とする目標が定められたことを受けて、養育費の取り決め方法の周知、離婚前からの相談支援等、養育費の確保に向けた取組を充実させていく必要があります。

⑤身近な地域での支援体制の整備

貧困に関連するさまざまな分野の相談に対応可能なワンストップ窓口、庁内外の関係機関との連携等により、包括的かつ一元的な支援が行える市町数は、平成30年度の17市町から令和5年度には26市町に増加しており、支援体制の整備が進んでいます。

一方、子どもの貧困対策計画を策定している市町数は、平成30年度の2市町から令和5年度には15市町に増加しているものの、全体の半数程度にとどまっています。今後、未策定の市町に対しては、県の新たな計画の内容を説明するとともに、既に策定している市町の記載内容を共有するなど、市町における計画策定への支援を行う必要があります。

(2) ひとり親家庭等自立促進計画

現行計画では、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を進めています。

①親への就業支援

三重県母子・父子福祉センターに求職者登録をした人の就業率は35.7%（令和5年度）となりました。ひとり親家庭の保護者については、子育てと仕事を両立するために夜勤や休日勤務がない仕事や、子どもの急病時などに休むことが可能な仕事を希望する傾向があり、さらに給与面での希望があり、マッチングが難しくなっています。

②子育てと生活のための支援

病気の時等に家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行う、ひとり親家庭等日常生活支援事業については8市町が実施しています。ひとり親家庭に対するファミリー・サポート・センターの利用料の減免・助成については、4市町が実施しています。市町と連携しながら、ひとり親家庭等日常生活支援事業の拡大、ファミリー・サポート・センターの利用料の減免・助成の拡充を図る必要があります。

③子どもへの学習支援

ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業については8市町が実施しています。令和5年度から低所得子育て世帯等も対象となり、2市が実施、令和6年度から受験料や模試の費用も対象となり、1市が実施しています。市町と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図る必要があります。

④経済的な安定のための支援

児童扶養手当受給世帯等に、物価高騰による家計急変に対する支援として1世帯あたり2万円分の電子マネー等（令和4年度）、子ども1人あたり2万円（令和5年度）を県独自で給付しました。

養育費の履行確保等に対応するため、離婚前から三重県母子・父子福祉センターでの弁護士相談や福祉事務所での相談が必要です。

⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知

令和5年度から支援を必要とするひとり親家庭等が必要な情報に24時間365日スマートフォン等からアクセスできるよう、ひとり親家庭等相談用AIチャットボットを三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で運用し、必要な情報が得られる仕組みを構築しました。

また、電話による相談件数が減少しているため、AIチャットボットの利用やSNSによる相談の促進など、相談対応を充実する必要があります。

⑥父子家庭に対する支援の充実

県内の他の世帯員を含む父子世帯は、ひとり親家庭世帯数の約15%（令和2年）と少ない状況ですが、福祉事務所には250件（令和5年度）の相談がありました。

今後も、相談対応や情報提供を行うとともに、父子家庭が孤立することがないように、子育てや生活等の不安解消を図る必要があります。

3 国の動向

(1) 「こども大綱」について

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、同法に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」を含めた子ども政策関連の大綱を一元化した「こども大綱」が、令和5年12月に閣議決定されました。

「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であり、その解消に向けて全力をあげて取り組む」ことが明記されました。

(2) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」について

令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

(3) 「民法等の一部を改正する法律」について

養育費を確保しやすくするため、令和6年5月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、主に次の内容について2年以内に施行されることとなりました。

- ・養育費債権に優先権（先取特権）を付与（債務名義がなくても差押え可能に）
- ・法定養育費制度を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に）

4 「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の一本化について

ひとり親家庭の約半数（44.5%※）が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい現状をふまえ、ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消に向けた施策を総合的に推進していくため、両計画を一本化して、新たな計画を策定することを予定しています。

※「2022（令和4）年国民生活基礎調査」（厚生労働省）

ひとり親家庭における「相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）」

5 計画策定の進め方

（1）子どもの生活実態調査（アンケート）

県内の貧困家庭及びひとり親家庭における生活実態についての把握を行うため、アンケート調査を行います（8月～10月）。

（2）当事者からの聴取調査（ヒアリング）

当事者から直接、生活の実態を聴き取ります（9月～10月）。

（3）貧困家庭、ひとり親家庭への支援者や有識者等との意見交換

さまざまな困難を抱える家庭の支援に関わっている方で構成する「三重県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、貧困家庭及びひとり親家庭の現状や必要な支援について意見交換を行います（11月、2月）。

（4）審議会における調査審議

「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議します（11月、2月）。

6 計画の概要

現行計画の基本理念、5つの支援の柱をベースにしつつ、国の動向や子どもの生活実態調査の結果等をふまえたうえで、具体的取組や計画目標等を再整理するなど、子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等の自立促進に向けた対策を着実かつ継続的に実行するための次期計画を策定します。

【現行計画の基本理念】

生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢や希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす。

加えて、全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って成長できる三重をめざす。

【現行計画の5つの支援の柱】

- ①教育の支援 (子どもへの学習支援)
- ②生活の支援 (子育てと生活のための支援)
- ③保護者に対する就労の支援 (親への就業支援)
- ④経済的支援 (経済的な安定のための支援)
- ⑤身近な地域での支援体制の整備

(相談機能の充実と各種支援制度の周知・父子家庭に対する支援の充実)

※①～⑤は、「子どもの貧困対策計画」における支援の柱であり、()内は、それに相当する「ひとり親家庭等自立促進計画」における支援の柱です。

7 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

8 計画策定のポイント

- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」の内容を反映します。
- ・子どもの生活実態調査、当事者からの聴取調査で把握した当事者の声を反映します。
- ・現行計画中に発生した状況変化（コロナ禍をきっかけとした体験機会の減少、物価高騰など）の影響を考慮します。

9 今後の予定

令和6年10月 子どもの生活実態調査の集計、分析

11月 第1回検討会議

第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（中間案の説明）

12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）

パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

令和7年2月 第2回検討会議

第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

計画の策定

第二期 三重県子どもの貧困対策計画 目標及びモニタリング指標

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標					
	項目名	計画策定時 (平成30年度)	最新値	年度	令和6年度	
(1) 教育の支援 ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 ②教育に係る経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への学習支援	■生活困窮家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	20市町 18市町	18市町	令和5年度	29市町	
	■ひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数		2市町	令和5年度		
	■施設入所児童の子どもの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	32.1%	35.0%	令和5年度	38.3%	
	■里親の子どもの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	25.9%	30.8%	令和5年度		
	■生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校		31.5%	令和4年度		
	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	76.0%	令和5年度	84.4%	
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38%	17,030人 12.90%	令和4年度	—	
	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100%	100%	令和5年度	—	
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町	29市町	令和5年度	—	
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町	29市町	令和5年度	—	
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7%	55.8%	令和5年度	—	
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1%	68.7%	令和5年度	—	
	□児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100%	100%	令和5年度	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3%	92.9%	令和4年度	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4%	1.7%	令和4年度	—	
	□全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	0.9%	令和4年度	—	
	□全世帯の子どもの高等学校中退者数	710名	316名	令和4年度	—	
	(2) 生活の支援 ①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ②子どもの生活支援 ③子どもの安心できる居場所づくり ④子どもの自立支援 ⑤住宅支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数	12市町 17市町	8市町 4市町	令和5年度	29市町
		■ひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数			令和5年度	
		■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町	(産婦)29市町 (産後)29市町	令和5年度	29市町
□三重県母子・父子福祉センター相談件数		332件	224件	令和5年度	—	
□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数		調査中	19市町	令和5年度	—	
□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数		24市町	27市町	令和5年度	—	
□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数		25人	19人	令和5年度	—	
□県内で活動する子ども食堂の数		40箇所	127箇所	令和5年度	—	
(3) 保護者に対する就労の支援 ①親の就労支援 ②親の学び直しの支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	624人	令和5年度	540人	
	■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9%	35.7%	令和5年度	90%	
	□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名	43名	令和5年度	—	
	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名	106名	令和5年度	—	
(4) 経済的支援 ①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	■養育費を受給している割合(※) ※計画策定時の数値は県独自調査によるもの、令和5年度の数値は福祉行政報告例によるもの。今後は福祉行政報告例による数値を目標とする。	36.9%	25.4%	令和5年度	50%	
	□児童扶養手当の受給者数	12,396人	10,881人	令和5年度	—	
(5) 身近な地域での支援体制の整備 ①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援の充実と理解の促進	■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	26市町	令和5年度	29市町	
	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町	15市町	令和5年度	29市町	

目標は■、モニタリング指標は□で表記 モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の数値目標の進捗状況

項目名	計画策定時 (令和元年度)	現状値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度)
三重県母子・父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録をした人の就業率	76.9% (H30)	35.7%	90%
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町	12市町	29市町
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7市町	8市町	15市町
養育費を受給している割合	36.9% (R元県調査)	【参考値】 25.4% (福祉行政報告例)	50%
三重県母子・父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)相談件数	332件 (H30)	224件	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 (H30)	5,544件	10,000件
福祉事務所における父子家庭相談件数	241件 (H30)	250件	500件

5 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について

1 策定の経緯

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から実施されている子ども・子育て支援制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざしています。

市町は、国が示す計画策定に係る「基本指針」に基づき、制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施しています。

県は、市町の計画等をふまえ、「基本指針」に基づき、令和2年3月に「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策に取り組んでいるところです。

現行計画は令和6年度をもって最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や残された課題を検証したうえで、今年度新たな計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 これまでの成果と課題

(1) 成果

①保育の受け皿の確保

令和6年4月1日現在の保育の受け皿については、2号認定^{※1}で28,416名、3号認定^{※2}のうち1、2歳で14,021名、0歳で3,164名を確保しました。

※1：保育の必要性のある3～5歳の子ども

※2：保育の必要性のある0～2歳の子ども

②放課後児童クラブの受け皿の確保

令和6年5月1日現在の放課後児童クラブの利用定員は、22,422名を確保しました。

③病児保育事業の促進

令和6年4月1日現在、病児保育に取り組む市町は、26市町（病児保育事業：24市町（広域利用含む）、ファミリー・サポート・センターでの病児・緊急対応強化事業：16市町（合同実施含む））となっており、前回の計画時以降、新たに1町が取組を開始しました。

(2) 今後の課題

保育所等及び放課後児童クラブについては、女性就業率の高まりや幼児教育・保育の無償化等により、引き続き高いニーズがあり、いずれも待機児童の解消には至っていない状況です。

保育士や放課後児童支援員の不足等の理由により、受入れができないケースも発生しており、保育士や放課後児童支援員等の確保、施設整備の両面において、市町への支援を進めていく必要があります。

さらに、量の確保のみならず、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員等資質向上研修など、従事する職員の資質向上のための研修を実施し、保育の質の向上を図るとともに、職員の処遇改善や職場環境の改善にも取り組む必要があります。

4 計画の概要

県は、市町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（事業需要量）と確保方策（事業供給量）等をふまえつつ、「基本指針」に基づき、次の項目について記載します。

- ①教育・保育の量の見込み、確保方策
- ②教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保
- ③地域子ども・子育て支援事業の推進
- ④子育てのための施策等利用給付の円滑な実施の確保
- ⑤教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等
- ⑥教育・保育情報の公表
- ⑦専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携
- ⑧仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

5 計画策定のポイント

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実に関する対応

令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において創設された家庭支援の事業や、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等について、市町に対する支援や連携のもと、推進していく必要があります。

(2) 「子どもの権利擁護」への対応

令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において規定された入所措置や一時保護等に際しての子どもの意見聴取等措置、子どもの意見表明や権利擁護に向けた必要な環境整備について、対応していく必要があります。

6 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 11月 | 三重県子ども・子育て会議（中間案の審議） |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 2月 | 三重県子ども・子育て会議（最終案の審議） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定 |

6 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」の策定について

1 策定の経緯

「健やか親子いきいきプランみえ」は、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の整備や取組の推進など、地域の実情に応じた効果的な母子保健対策の推進を目的とした母子保健計画です。

母子保健については、国において、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」が平成13年から開始されました。このことを受け、本県においても母子保健対策の実施計画である「健やか親子いきいきプランみえ」を平成15年3月に策定しました。

その後、平成27年度から令和6年度までを計画期間とする「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（以下「現行計画」という。）を策定し、今般、現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、新たな計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 これまでの成果と課題

現行計画では、国の「健やか親子21（第2次）」の基礎課題と重点課題に対応した5つの課題を重点的に取り組むべき課題（重点課題）として掲げています。

重点課題ごとに定めた指標の進捗状況は別紙のとおりで、主な成果と課題は次のとおりです。

【5つの重点課題】

（1）切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
子育て世代包括支援センター設置市町数	1市町 (H26年度)	29市町 (R4年度)	29市町 (R5年度)	—	◎	29市町
乳幼児健診の受診率	97.1% (4か月児) 91.2% (10か月児) 97.8% (1歳6か月児) 95.8% (3歳児) (H25年度)	97.9% (4か月児) 96.0% (10か月児) 97.7% (1歳6か月児) 97.0% (3歳児) (R3年度)	98.6% (4か月児) 94.3% (10か月児) 98.4% (1歳6か月児) 98.0% (3歳児) (R4年度)	97.7% (4か月児) 95.5% (10か月児) 99.0% (1歳6か月児) 98.1% (3歳児) (R5年度)	◎	増加
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	3市町 (H29年度)	29市町 (R4年度)	29市町 (R5年度)	29市町 (R6年度)	◎	29市町

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

「子育て世代包括支援センター」については、全市町で設置されている一方で、母子保健機能と児童福祉機能を連携して、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく行うための「こども家庭センター」の設置は、令和6年4月現在15市町にとどまっている状況です。また、全市町で実施されている産後ケア事業についても、受け入れ施設の問題や対象者の範囲など、市町によってサービスの内容に差があるのが実情です。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスを提供するために、母子保健事業の均てん化や精度管理、産後ケアの充実、伴走型支援の実効性の向上などに引き続き取り組む必要があります。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
中学3年生(14歳)の女生徒で体重が標準の-20%以下の割合	3.17% (H25年度)	3.23% (R3年度)	3.41% (R4年度)	3.59% (R5年度)	×	減少
十代の性感染症報告数 (1定点あたり) (梅毒は実数値)	1.24 (性器クラミジア)	0.81 (性器クラミジア)	1.06 (性器クラミジア)	1.00 (性器クラミジア)	◎	減少
	0.06 (淋菌感染症)	0.38 (淋菌感染症)	0.47 (淋菌感染症)	0.24 (淋菌感染症)	×	
	0.24 (尖圭コンジローマ)	0.13 (尖圭コンジローマ)	0.18 (尖圭コンジローマ)	0.06 (尖圭コンジローマ)	◎	
	0.06 (性器ヘルペス)	0.19 (性器ヘルペス)	0.18 (性器ヘルペス)	0.18 (性器ヘルペス)	×	
	0 (梅毒)	2 (梅毒)	1 (梅毒)	4 (梅毒)	×	
	(H25年)	(R3年)	(R4年)	(R5年)		

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

「中学3年生(14歳)の女生徒で体重が標準の-20%以下の割合」は概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度以降は高い推移となっています。また、「十代の性感染症報告数」は、全国的な傾向ではあるものの、計画策定時(平成25年度)の数値を上回る状況です。

学童期・思春期は、健康に関するさまざまな情報に自ら触れ、行動を選択し始める重要な時期であることから、早期から男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理を推進することで、自己肯定感を高め、望まない妊娠や性感染症等の予防につなげられるよう、自らのライフプランを考える取組を進める必要があります。

(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
乳幼児健診の未受診者の全数をフォローしている市町数	20 市町 (4 か月児) 21 市町 (10 か月児) 26 市町 (1 歳 6 か月児) 24 市町 (3 歳児) (H25 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 29 市町 (3 歳児) (R3 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 29 市町 (3 歳児) (R4 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 28 市町 (3 歳児) (R5 年度 暫定値)	◎ ○ ◎ ○	29 市町
地域の住民組織、NPO法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数	23 市町 (H26 年度)	26 市町 (R4 年度)	25 市町 (R5 年度)	25 市町 (R6 年度)	○	29 市町

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

核家族化や社会・地域環境の変化により、孤独感や不安感を抱える妊産婦や子育て家庭は少ないため、行政が提供するサービスに加え、地域の民間団体や学校、医療機関、企業等も含めた社会全体で子どもの健やかな成長を見守り支える地域づくりを進める必要があります。

また、乳児健診は、子どもの健康状況の把握だけにとどまらず、虐待予防の観点からも重要な役割を果たすことから、乳児健診の受診勧奨及び未受診者のフォロー体制の強化に取り組む必要があります。

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26 年度)	98.6% (R4 年度)	99.3% (R5 年度)	調査中		100%

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

乳幼児期の子どもの健やかな発達のためには、妊娠・出産・育児に対する親の負担や不安を軽減し、ゆとりを持ちながら子どもを育てられることが重要であり、日常の育児について相談できる人の存在や場の提供などの環境づくりを強化する必要があります。

また、子どもの心身の状況や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調など、親子を取り巻く家庭環境はさまざまであることから、各支援機関が問題点を早期に把握し、相互の連携により適切な支援につなげる必要があります。

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
虐待による死亡件数（児童 相談所関与）	0 件 (H25 年度)	0 件 (R3 年度)	0 件 (R4 年度)	1 件 (R5 年度)	×	0 件

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

令和5年5月に発生した児童の死亡事例を受けてまとめられた「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書（2023年津事例）」では、再発防止に向けた提言において、「周産期における虐待のリスクの多角的な見立てと要支援妊婦（特定妊婦）への実質的な相談・支援体制の充実」が求められました。特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援が行われるよう、母子保健と関係機関の連携強化を進め、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ることが必要です。

また、予期しない妊娠など、不安を抱える妊婦等を適切な支援につなげることも重要です。

4 計画の概要

現行計画では、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を基本理念とし、行政などの関係機関・団体だけでなく、地域社会ぐるみで基本理念の実現に向けた取組を推進しています。

この基本理念は、令和元年12月に施行された「成育基本法」（略称）の目的とも合致するものであり、成育過程にある者等を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、ライフステージに応じた切れ目のない母子保健サービスを提供できる体制の整備・強化の必要性や、地域社会全体で子どもを産み、育てる人を支え、子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進めることの重要性に変わりはないことから、成育基本法の施行を受けて国が定めた「成育医療等基本方針」に基づき策定することとなる次期計画においても、現行計画の基本理念を継承する方向とします。

また、現行計画策定後、少子化の進行や、出産年齢の上昇、産後うつへの対応、グリーフケア、プレコンセプションケア、学童期・思春期からの性や妊娠に関する正しい知識の普及、子育てと仕事の両立、医療的ケア児や発達障がい児への支援、児童虐待防止対策など、現行計画の5つの重点課題のいずれにおいても、そのニーズはより複雑化・多様化していると考えられます。

そのため、次期計画では、現行計画の重点課題を継承する方向で検討を進めます。

【5つの重点課題】

- ・切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- ・子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- ・育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- ・妊娠期からの児童虐待防止対策

5 計画策定のポイント

各重点課題について、成育医療等基本方針の趣旨をふまえ、従来の母子保健の取組をさらに深化させるとともに、医療、福祉、教育などのより幅広い分野での取組を加えることとします。

また、計画に基づく取組の推進体制について、成育医療等基本方針では、都道府県の役割として、市町における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、市町の健康診査等の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域調整、妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保などが期待されています。

県では、出産・育児に関する制度の整備や関係機関・団体との連携体制の強化など、市町における支援体制の整備に向けた土台づくりを行うとともに、県内の各市町が、既存の社会資源や地域のネットワークなど、それぞれが持つ強みを活かして、地域の実情に応じた方法で切れ目のない支援体制を整備することにより、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」を推進してきました。

引き続き、県による広域調整、人材育成や専門的支援の実施により、身近な母子保健サービスの実施主体である市町の支援体制の充実に取り組み、「出産・育児まるっとサポートみえ」の体制を推進していきます。

6 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 11月 | 三重県医療審議会健やか親子推進部会（中間案の審議） |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 1月 | 三重県医療審議会健やか親子推進部会（最終案の審議） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定 |

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について

重点課題1：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

目指す姿 <10年後>（令和6年）

市町や医療機関等との連携や支援制度の整備を通じて、妊娠・出産・育児に至るまでの間、切れ目なく必要な母子保健サービスが提供され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることが出来ます。

各指標及び進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
成果指標	乳児死亡率（出生千対）	3.0 (H25年)	1.6 (R3年)	0.9 (R4年)	1.3 (R5年暫定値)	◎	減少
	幼児（1歳から4歳）死亡率 （人口10万対）	19.4 (H25年)	4.2 (R3年)	10.6 (R4年)	24.1 (R5年暫定値)	×	減少
	むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25年度)	89.0% (R3年度)	89.8% (R4年度)	調査中		90%
	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.8% (H25年度)	1.5% (R3年度)	1.2% (R4年度)	調査中		0%
取組指標	子育て世代包括支援センター 設置市町数	1市町 (H26年度)	29市町 (R4年度)	29市町 (R5年度)	—	◎	29市町
	母子保健コーディネーター養成 人数（累計）	15人 (H26年度)	246人 (R4年度)	276人 (R5年度)	調査中		295人
	乳幼児健診の受診率	97.1% (4か月児)	97.9% (4か月児)	98.6% (4か月児)	97.7% (4か月児)	◎	増加
		91.2% (10か月児)	96.0% (10か月児)	94.3% (10か月児)	95.5% (10か月児)		
		97.8% (1歳6か月児)	97.7% (1歳6か月児)	98.4% (1歳6か月児)	99.0% (1歳6か月児)		
		95.8% (3歳児)	97.0% (3歳児)	98.0% (3歳児)	98.1% (3歳児)		
		(H25年度)	(R3年度)	(R4年度)	(R5年度)		
	乳幼児健診の未受診者のフォ ロワー率	95.4% (4か月児)	100.0% (4か月児)	100.0% (4か月児)	100.0% (4か月児)	◎	100%
		89.9% (10か月児)	99.6% (10か月児)	99.4% (10か月児)	99.4% (10か月児)	○	
95.3% (1歳6か月児)		100.0% (1歳6か月児)	100.0% (1歳6か月児)	100.0% (1歳6か月児)	◎		
91.2% (3歳児)		100.0% (3歳児)	100.0% (3歳児)	99.7% (3歳児)	○		
(H25年度)		(R3年度)	(R4年度)	(R5年度 暫定値)			
産婦健診・産後ケアを実施し ている市町数	3市町 (H29年度)	29市町 (R4年度)	29市町 (R5年度)	29市町 (R6年度)	◎	29市町	
妊娠届出時等に医療機関と情 報提供等の連携をした市町数	22市町 (H26年度)	29市町 (R4年度)	29市町 (R5年度)	29市町 (R6年度)	◎	29市町	
フッ化物歯面塗布を実施して いる市町数	22市町 (H25年度)	22市町 (R3年度)	22市町 (R4年度)	調査中		29市町	

	目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	11 市町 (H26 年度)	26 市町 (R3 年度)	26 市町 (R4 年度)	調査中		29 市町
	県独自のすべての不妊治療助成事業に取り組む市町数	5 市町 (H26 年度)	22 市町 (R4 年度)	26 市町 (R5 年度)	28 市町 (R6 年 4 月時点)	○	29 市町
	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	—	51.4% (R3 年度)	— (R4 年度)	56.6% (R5 年度)	○	60%
参考指標	周産期死亡率（出産千対） 及び妊産婦死亡率（出産 10 万対）	4.1 (H25 周産期) 0.0 (H25 妊産婦)	2.8 (R3 周産期) 8.9 (R3 妊産婦)	2.9 (R4 周産期) 9.4 (R4 妊産婦)	3.2 (R5 周産期 暫定値) 0.0 (R5 妊産婦 暫定値)	—	—
	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.4% (H25 年度)	94.0% (R3 年度)	93.4% (R4 年度)	93.3% (R5 年度)	—	—
	1 歳 6 か月児健診時までに麻疹（MR）の予防接種を終了している人の割合	93.5% (H25)	96.2% (R3 年度)	95.1% (R4 年度)	97.8% (R5 年度)	—	—
	1 歳 6 か月児健診時までに定期予防接種を全く受けていない人の数	—	31 人 (R3 年度)	52 人 (R4 年度)	82 人 (R5 年度)	—	—
	仕上げ磨きをする親の割合	68.1% (1 歳 6 か月児) (H26 年度) ※1	69.4% (1 歳 6 か月児) (R4 年度)	64.8% (1 歳 6 か月児) (R5 年度)	調査中	—	—
	「不妊相談センター」への相談件数及び特定不妊治療費助成件数	285 件 (相談件数) 2,453 件 (助成件数) (H25 年度)	291 件 (相談件数) 4,048 件 (助成件数) (R3 年度)	268 件 (相談件数) 956 件 (助成件数) (R4 年度)	208 件 (相談件数) 13 件 (助成件数) (R5 年度)	—	—

※1 平成 26 年度の数値は、平成 26 年度厚生労働科学研究（山縣班）親と子の健康度調査（追加調査）による。（県内 10 市町における抽出調査）

重点課題 2 : 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

目指す姿 <10年後> (令和6年)

子どもたちが学童期・思春期における心身の健康の大切さを理解し、主体的に健康管理を行うとともに、妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができます。

各指標及び進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
成果指標	十代の人工妊娠中絶率(20歳未満女子人口千対)	5.9 (H25年度)	2.7 (R3年度)	2.8 (R4年度)	2.4 (R5年度)	◎	減少
	中学3年生(14歳)の女生徒で体重が標準の-20%以下の割合	3.17% (H25年度)	3.23% (R3年度)	3.41% (R4年度)	3.59% (R5年度)	×	減少
	十代の性感染症報告数 (1地点あたり) (梅毒は実数値)	1.24 (性器クラミジア)	0.81 (性器クラミジア)	1.06 (性器クラミジア)	1.00 (性器クラミジア)	◎	減少
		0.06 (淋菌感染症)	0.38 (淋菌感染症)	0.47 (淋菌感染症)	0.24 (淋菌感染症)	×	
		0.24 (尖圭コンジローマ)	0.13 (尖圭コンジローマ)	0.18 (尖圭コンジローマ)	0.06 (尖圭コンジローマ)	◎	
0.06 (性器ヘルペス)		0.19 (性器ヘルペス)	0.18 (性器ヘルペス)	0.18 (性器ヘルペス)	×		
取組指標	妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数	10市町 (H26年度)	20市町 (R4年度)	19市町 (R5年度)	21市町 (R6年度)	○	29市町
	朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合	87.6% (H26年度)	84.0% (R4年度)	83.0% (R5年度)	調査中		100%
	思春期教室・相談事業を実施している市町数	18市町 (H26年度)	18市町 (R4年度)	17市町 (R5年度)	19市町 (R6年度)	△	29市町
参考指標	学校保健委員会を開催している公立の小中学校及び高校の割合	86.9% (H25年度)	89.9% (R3年度)	92.5% (R4年度)	95.8% (R5年度)	—	—
	十代の自殺率(人口10万対)	1.1 (10~14歳)	5.2 (10~14歳)	2.6 (10~14歳)	0.0 (10~14歳)	—	—
		7.7 (15~19歳) (H25年)	7.4 (15~19歳) (R3年)	10.0 (15~19歳) (R4年)	11.3 (15~19歳) (R5年暫定値)		
	ひきこもり・思春期問題をかかえる家族グループ(教室・集い)への参加者数	432人 (H25年度累計)	1,010人 (R4年12月時点累計)	1,166人 (R5年12月時点累計)	調査中	—	—
	妊娠レスキューダイヤルにおける相談件数	50件 (H25年度)	420件 (R3年度)	785件 (R4年度)	750件 (R5年度)	—	—
子宮頸がん予防ワクチンの接種者数	1,568人 (H25年度)	651人 (R2年度)	2,426人 (R3年度)	5,425人 (R4年度)	—	—	

重点課題3：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

目指す姿 <10年後> (令和6年)

育児中の家庭が孤立することなく、地域社会の見守りの中で、心身ともに過度の負担や不安を感じることなく育児ができ、子どもが健やかに成長しています。

各指標及び進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
成果指標	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.9% (H26年度)	92.8% (R4年度)	93.3% (R5年度)	調査中		増加
	乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口10万対)	41.2 (H25年0歳) 3.2 (H25年1~4歳)	0.0 (R3年0歳) 0.0 (R3年1~4歳)	0.0 (R4年0歳) 0.0 (R4年1~4歳)	0.0 (R5年0歳 暫定値) 0.0 (R5年1~4歳 暫定値)	◎ ◎	減少
取組指標	乳幼児健診の未受診者の全数をフォローしている市町数	20市町 (4か月児) 21市町 (10か月児) 26市町 (1歳6か月児) 24市町 (3歳児) (H25年度)	29市町 (4か月児) 28市町 (10か月児) 29市町 (1歳6か月児) 29市町 (3歳児) (R3年度)	29市町 (4か月児) 28市町 (10か月児) 29市町 (1歳6か月児) 29市町 (3歳児) (R4年度)	29市町 (4か月児) 28市町 (10か月児) 29市町 (1歳6か月児) 28市町 (3歳児) (R5年度 暫定値)	◎ ○ ◎ ○	29市町
	地域の住民組織、NPO法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数	23市町 (H26年度)	26市町 (R4年度)	25市町 (R5年度)	25市町 (R6年度)	○	29市町
参考指標	プレネイタル・ビジット(出産前小児保健指導)またはペリネイタル・ビジット(出産前後保健指導)を受けた人の数	51件 (H25年度)	80件 (R3年度)	69件 (R4年度)	調査中	—	—
	育児休業制度を利用した従業員の割合	男4.2% (H25年度) 女81.1% (H25年度)	男12.9% (R2年度) 女96.3% (R2年度)	男9.4% (R3年度) 女97.0% (R3年度)	男25.7% (R4年度) 女97.3% (R4年度)	—	—

重点課題4：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

目指す姿 <10年後> (令和6年)

育児中の家族が、育児に対して行き詰まりや不安を感じた時に、気軽に相談することができる場があり、心身ともにゆとりを持って育児ができます。

各指標及び進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
成果指標	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26年度)	98.6% (R4年度)	99.3% (R5年度)	調査中		100%
取組指標	育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数	27市町 (H26年度)	26市町 (R4年度)	25市町 (R5年度)	26市町 (R6年度)	×	29市町
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4% (H26年度)	99.8% (R4年度)	99.2% (R5年度)	調査中		100%
	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	20.5% (H25年度)	60.5% (R3年度)	61.1% (R4年度)	63.0% (R5年度)	○	100%
参考指標	重症心身障がい児(者)相談支援事業登録者数	356人 (H26.3)	307人 (R4.3)	297人 (R5.3)	300人 (R6.3)	—	—
	親子の心の問題に対応できる技術をもった小児科医の人数(子どもの心相談医登録者数)	25人 (H25.10.1)	24人 (R4.10.1)	23人 (R5.10.1)	調査中	—	—
	5歳児健診を実施する市町数	5市町 (H26年度)	8市町 (R4年度)	8市町 (R5年度)	8市町 (R6年度)	—	—
	通学している人工呼吸器使用児の数	—	2人 (小中学校) 3人 (特別支援学校) (R4.11時点)	4人 (小中学校) 4人 (特別支援学校) (R5.5時点)	調査中	—	—

重点課題5：妊娠期からの児童虐待防止対策

目指す姿 <10年後> (令和6年)

児童虐待の未然防止や早期発見を可能とするため、行政や医療機関などの関係機関だけでなく、地域の住民なども含めた地域社会全体で児童虐待を防止するための取組が行われています。

各指標及び進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目標項目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
成果 指標	虐待による死亡件数（児童相談所関与）	0件 (H25年度)	0件 (R3年度)	0件 (R4年度)	1件 (R5年度)	×	0件
取組 指標	母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合	57.5% (H25年度) ※1	100% (R4年度)	97.9% (R5年度)	調査中		100%
	乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業をともに実施する市町数	23市町 (H25年度)	29市町 (R4年度)	29市町 (R5年度)	29市町 (R6年度)	◎	29市町
	子ども家庭総合支援拠点を設置している市町数	—	27市町 (R4年度)	27市町 (R5年度)	—	○	29市町
参考 指標	児童相談所における児童虐待相談対応件数	1,117件 (H25年度)	2,147件 (R3年度)	2,408件 (R4年度)	2,162件 (R5年度 速報値)	—	—
	十代の母による出生数	1人 (H25 15歳未満)	2人 (R3 15歳未満)	0人 (R4 15歳未満)	1人 (R5 15歳未満)	—	—
		49人 (H25 15～17歳)	16人 (R3 15～17歳)	7人 (R4 15～17歳)	13人 (R5 15～17歳)		
		187人 (H25 18～19歳)	73人 (R3 18～19歳)	64人 (R4 18～19歳)	57人 (R5 18～19歳)		
要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数	—	17市町 (R4年度)	18市町 (R5年度)	24市町 (R6年度)	—	—	

※1 平成25年度の数値は、母子健康手帳交付時の保健指導（アンケート等を除く）の実施率。

7 「三重県社会的養育推進計画（I期）」の策定について

1 策定の経緯

県では、令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）に基づき、児童養護施設・乳児院の多機能化や里親委託の推進、自立支援に向けた取組など、社会的養育の体制や支援の充実に取り組んできました。

この間、児童福祉法の一部が改正され、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置が講じられたところです。

子どもの権利擁護などの改正法の趣旨をふまえ、令和7年度以降の県社会的養育推進計画については、国の策定要領（令和6年3月）に基づき、新たな計画として策定するとともに、策定にあたっては、子どもにとっての最善の利益が図られる計画となるよう検討を進めます。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 これまでの成果と課題

（1）現状

①三重県における18歳以下の人口推移 (人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
18歳以下の人口	291,387	285,674	276,732	271,379	265,836	259,708
3歳未満	39,939	38,256	35,170	34,217	33,739	32,600
3歳以上就学前	56,133	55,345	53,464	52,234	50,060	48,167
学童期以降	195,315	192,073	188,098	184,928	182,037	178,941

※三重県統計値（毎年10月1日現在の数値）

②代替養育が必要な子ども数 (人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
代替養育が必要な子ども数	590	593	540	512	505	496
3歳未満	63	60	41	38	39	37
3歳以上就学前	85	87	83	89	80	73
学童期以降	442	446	416	385	386	386

※各年度の実績は3月31日時点（令和元年度（12月1日時点）を除く。）

③現行計画の進捗状況（詳細別紙）

指標	H30	R5	R6 目標	R11 目標
里親等委託率（全年齢）（％）	28.8	29.7	36.7	45.0
養子縁組里親新規登録累計数（組）	43	91	64	92
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数	8	14	18	20
乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームで子どもの権利擁護の研修を受けている職員等の割合（％）	6.0	80.6	70	90
退所3年後の就労状況（％）	60.7	74.0	70	80
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15	27	29	29
一時保護専用施設の整備数	3	4	7	8
児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数（件）	49	28	45	40

（2）今後の課題

現行計画に基づき、社会的養育の体制整備や支援の充実に取り組んできたところですが、里親委託率や施設の多機能化等の取組、一時保護専用施設の整備数など、一部の指標においては目標達成に至っていない状況にあります。

引き続き、有識者、関係団体等で構成する「三重県社会的養育推進計画（I期）策定検討会議」等における議論をふまえ、社会的養育を必要とする子どもが自立に向け健やかに育つことができる環境を整備していく必要があります。

4 計画の概要

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』を基本理念とし、虐待の未然防止から社会的養護を必要とする子どもの自立支援まで、途切れのない支援、関係機関等の連携による隙間のない支援を推進します。

【計画の構成案】

<総論>

- 1 はじめに
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画策定の基本理念と基本的方向
- 2 計画の全体像
 - (1) 子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援
 - (2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障
 - (3) 途切れのない支援
 - (4) 隙間のない支援
- 3 計画の評価指標・関連指標等
 - (1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
 - (2) 評価指標
 - (3) 関連指標
 - (4) 評価指標と関連指標のツリー図

<各論>

- 4 各関係機関等の具体的な取組
 - (1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
 - (2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
 - (3) 一時保護改革に向けた取組
 - (4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
 - (5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - (6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - (7) 児童相談所の強化等に向けた取組
 - (8) 障害児入所施設における支援
- 5 検討すべき課題
 - (1) 現在の課題
 - 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み（潜在的な需要）
 - 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発
 - 子どもの自立のための戦略（失敗しても再チャレンジできる環境）
 - 人材の確保と人材の育成
 - 支援のための財源の確保
 - (2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題
- 6 課題解決に向けた調査・研究と情報の収集と発信
 - (1) 課題解決のための調査・研究に関する関係機関等の連携・協力
 - (2) 課題解決に向けた情報収集と関係者への情報発信

<参考資料>

データ集（算出根拠資料）

5 計画策定のポイント

(1) 子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援

子どもたち自身が、自分の置かれた環境を知り、どのように考え、いかに自分の進むべき道を判断していくのか、それをサポートする人材の育成はもとより、子どもたちの理解を高める取組を進めます。

(2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障

家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントが徹底される環境づくりを進めます。

また、子どもの最善の利益を実現するための取組の一つとして、子どもの意見・意向を丁寧に把握し尊重しながら、親子関係再構築や特別養子縁組等に備える重層的・複合的・継続的な支援を提供できる体制を整備していきます。

(3) 途切れのない支援と隙間のない支援

支援機関が子どもに寄り添いながら支援をつないでいくような仕組みや、各関係機関同士が連携し、守備範囲を広げ隙間を埋めることによって必要な支援が届くよう、関係機関同士の連携の輪をコーディネートする機能の構築に取り組んでいきます。

6 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 11月 | 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（中間案の説明） |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 2月 | 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定 |

三重県社会的養育推進計画の進捗状況について



三重県里親啓発
公認キャラクター
みえちゃん

別紙

計画の基本理念

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

計画の基本的方向

- ①母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することで、すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域(市町)での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。
- ②虐待が判明したときは、子どもの安全を最優先に一時保護を行うとともに、迅速、的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図ります。
- ③親子分離が必要になったときは、子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図ったうえで、家庭的養護を基本とする多様な選択肢を用意するとともに、家族再統合の支援を行います。
- ④施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実し、退所後、委託解除後の生活が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行います。
- ⑤県民すべてが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深め、支援を行えるよう一層の周知・啓発に努めます。
- ⑥①から⑤を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行います。

計画期間と計画の進行管理

- 計画期間は10年間。
- 前期(令和2年度～令和6年度)後期(令和7年度～令和11年度)毎に数値目標を設定。
- 前期末及び各期の中間年を目安として、計画の進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には見直しを行う。
- 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議体制を強化するとともに、里親委託推進委員会などの場や、三重県児童養護施設協会や三重県里親会などの関係者と随時意見交換し、PDCAのサイクルに基づき進行管理を行う。

具体的取組

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

●代替養育を必要とする子ども数は、現状値(平成30年12月1日現在)で590人、計画最終年度には600人を見込む。

●現状: 県内の18歳以下の人口は、平成21年から31年の10年間で約12%減少する一方で、要保護児童の数は約3%増加。要保護児童の18歳以下に占める割合は、10年間で約17%増加(各年度の伸び率の平均1.8%)。

●今後の見込み: 代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年の実績値
3歳未満: 0.158%
3歳以上就学前: 0.151%
学童期以降: 0.226%
に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とする。

	H30	R2	R6	R11
18歳以下人口推移	291,387	281,575	263,666	243,653
3歳未満	39,939	38,576	36,122	33,380
3歳以上就学前	56,133	54,344	50,888	47,025
学童期以降	195,315	188,655	176,656	163,248
代替養育が必要な子ども数	590	590	595	600
3歳未満	63	63	64	64
3歳以上就学前	85	85	86	87
学童期以降	442	442	445	449

※学童期には、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームを含む

2 里親等への委託の推進に向けた取組

- 里親等委託率について、目標値を就学前児童については現状約34%を60%、就学後児童については現状22.5%を40%とする。
- 里親委託の一層の推進のため、県内に4～6か所のフォスタリング機関を整備。

3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 年齢要件が原則15歳未満に引き上げられた特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発。
- フォスタリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けられるよう、相談支援の体制づくりを推進。

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 小規模グループケア(オールユニット)化を一層推進。
- 全児童相談所管内に児童家庭支援センター、一時保護専用施設およびフォスタリング機関を整備。
- 施設定員の見直し(乳児院45人→30人、児童養護410人→316人)
- 施設の人材確保や職員の資質向上を支援。

5 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 当事者である子どもからの意見聴取や子どもの権利を代弁する方策を整備。
- 児童福祉に関わる全ての関係者にアドボカシーの考え方を浸透。

6 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

- 施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備。

7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 児童虐待防止対策体制総合強化プランにより令和4年度までに全市町村に設置することとなっている子ども家庭総合支援拠点について、アドバイザーの派遣など、拠点の整備を支援。
- 研修会等により市町の児童相談対応の中核となる人材を育成。

8 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護専用施設の整備(11施設・定員55人)や一時保護委託が可能な里親の確保等、受け皿を拡大。
- 第三者評価をふまえ、県の一時保護所の機能を強化。

9 児童相談所の強化等に向けた取組

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、職員の確保を着実に進め、資質の向上に取り組む。
- AI等先端技術の活用により、迅速、的確な児童相談対応や、事務のサポート体制の構築を推進。

指標

2 里親等委託率 (%)

当初 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
3歳未満 36.5%	3歳未満 35.1%	3歳未満 48.4% / 60.0%
3歳以上就学前 43.5%	3歳以上就学前 35.6%	3歳以上就学前 48.8% / 60.0%
学童期以降 24.7%	学童期以降 28.0%	学童期以降 32.3% / 40.0%
全年齢 28.8%	全年齢 29.7%	全年齢 36.7% / 45.0%

3 養子縁組里親新規登録累計数 (組)

現状値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
里親登録数 43組	里親登録数 91組	里親登録数 64組 / 92組

4 児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数

現状値 (H31.4.1)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
事業数 8事業	事業数 14事業	事業数 18事業 / 20事業

5 乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームで子どもの権利擁護の研修を受けている職員等の割合 (%)

現状値 (R元.10.31)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
受講率 6%	受講率 80.6%	受講率 70%以上 / 90%以上

6 退所3年後の就労状況 (%)

現状値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
就労率 60.7%	就労率 74%	就労率 70% / 80%

7 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数

現状値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
市町数 15市町	市町数 27市町	市町数 29市町 / 29市町

8 一時保護専用施設の整備数

現状値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
施設数 3か所	施設数 4か所	施設数 7か所 / 8か所

9 児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数 (件)

現状値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6/R11)
件数 49件	件数 28件	件数 45件 / 40件

8 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について

1 計画策定の経緯

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止及び被害者に対する支援の充実を図るため、令和2年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」（以下「現行計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度までを計画期間として取組を推進しており、今年度が計画の最終年度となっています。

一方で、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを受け、国は、困難な問題を抱える女性への新たな支援の枠組みを構築するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）を制定し、令和6年4月から施行されています。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して、都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定めなければならないとされています。

また、政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定できるとされていることから、県内の現状や課題をふまえた困難女性支援法に基づく基本計画を、県DV防止計画と一体的に策定します。

なお、策定にあたっては、有識者、関係団体等（当事者を含む。）で構成する「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、意見を聴取します。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 これまでの成果と課題

（1）現行計画の概要

現行計画では、次の6つの「めざすべき社会像」を掲げ、三重県におけるDV被害を防止するための施策を着実に実施できるよう取り組んできました。

- ①DVが「起こらない」社会
- ②DV被害に「気づく」ことができる社会
- ③DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会
- ④DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会
- ⑤DV被害者の「子どもが守られる」社会
- ⑥DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

(2) 現行計画の進捗状況と課題

目標項目	計画策定時	実績	令和6年度目標値
D V相談窓口を知っている人の割合 (県民アンケート)	80.2%	34.8% (※) (R6 実施)	90%
D V被害を受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)かに相談したことがある人の割合(県民アンケート)	35.5%	18.4% (※) (R6 実施)	50%
一時保護されたD V被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合	81%	91% (R5 年度)	100%
要保護児童対策地域協議会とD V対策協議会等を組織的に一体化する市町数	13 市町	24 市町 (R6.4 月時点)	29 市町

※計画策定時の調査方法と異なるため、参考値となります。

一時保護されたD V被害者が施設への入所や地域における自立につながった人の割合は増加しているほか、要保護児童対策地域協議会とD V対策協議会等を組織的に一体化する市町数も増加しており、D V被害者に対する支援は広がっています。

一方で、D V相談の窓口を知っている人の割合と、D V被害を受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)かに相談したことがある人の割合は減少しており、相談につなぐための周知や仕組みを強化する必要があります。

4 現状の分析

(1) 各種調査の実施(別冊1)

女性が抱える困難な問題の現状を把握するため、次のとおりアンケート等による聞き取り調査を実施したほか、統計情報を分析しました。

- ①県内在住の若年女性を対象とした困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート調査
- ②令和6年度三重県IT広聴事業(e-モニター)による「D V防止及び困難女性支援に関するアンケート」
- ③困難女性等への支援を実施している県内外NPOに対する聞き取り
- ④女性相談支援センターの相談実績等の統計情報

【主な調査結果】

- ・女性相談支援センターの相談件数は、コロナ禍の令和2年度の4,874件をピークに減少しているものの、令和5年度は3,195件となっており、高止まりしています。

- ・若年女性の抱える悩みは自身のこころに関することが26.7%と最も多く、この他にも様々な問題を抱えており、対人関係、仕事（学校）に関する悩みの割合も多く、生きづらさを抱えていると考えられます。また回答者の約3割が複数の悩みを抱えています。
- ・県内外の女性支援に携わるNPOに聞き取りを行ったところ、行政に柔軟な対応を求めるほか、女性を支援するための居場所を求める要望がありました。また、望まない妊娠の年齢層が下がっており、中学校までの教育や啓発が重要という意見がありました。
- ・県で実施しているSNS相談（DV、妊娠SOS、性暴力）の相談件数は開設当初の令和2年度は334件でしたが、令和5年度は983件と若年層を中心に大幅に増加しています。
- ・若年女性に対するアンケートでは、県内の相談機関で知っている相談機関がないと答えた方は55.5%と半数以上を占め、また、相談機関に相談しやすい条件については、匿名で相談できることの割合が54.2%で最も多くなるほか、24時間相談できるなど気軽に相談できることが求められています。
- ・女性相談支援センターにおいて一時保護を行った要保護女性の人数は年々減少傾向にあり、令和5年度は32人でそのうちDV被害者は25人でした。

（2）三重県における課題

以上のような実績値や調査結果、また、県内外NPOへの聞き取り結果等をふまえ、主に次のような課題を把握しました。

- ・DV相談件数は依然として高水準となっているため、引き続きDV被害から対象者を守るため、安全・安心を確保する支援が必要です。
- ・女性の抱える問題が多岐にわたるとともに複合化しており、関係団体と連携しながら、よりきめ細かな支援を行うことが必要です。また、生きづらさを感じている方に対する居場所の提供といった新たな支援が必要です。
- ・SNSによる相談を中心に、若年層からの相談が増加していることから、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、民間団体と連携しながら、当事者に寄り添った伴走型支援やアウトリーチ支援を行うなど、若年女性への支援の充実が必要です。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、身近なSNS相談窓口等の周知広報に努める必要があります。
- ・一時保護や施設への入所については、引き続きDVから避難するために安全を最優先する施設を確保するとともに、住居等の生活基盤を失った方など、DV被害以外の理由で保護等が必要な方の受入れができるよう、対象者の自立支援を行うための地域に開かれた施設についても、確保していく必要があります。
- ・性虐待・性暴力被害や望まない妊娠等の若年齢化が進んでいるため、早期からの児童への適切な教育・啓発が必要です。

5 計画の概要

三重県の現状や課題をふまえ、困難女性支援法における基本理念及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を参考としながら、基本理念やめざすべき方向性を次のとおりとします。

(1) 基本理念

- ①女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ②困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ④個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。

(2) 新計画におけるめざすべき方向性

- ①個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【啓発・未然防止】
- ②安心して相談できる体制づくり【相談】
- ③安心・安全が守られる保護体制の整備【一時保護】
- ④困難女性の自立を支える体制づくり【自立支援】
- ⑤関係機関と連携した支援体制づくり【関係団体との連携】

6 今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和6年11月 | 第2回検討会議（中間案の説明） |
| 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年2月 | 第3回検討会議（最終案の説明） |
| 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定 |

9 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第27条の規定に基づき、令和5年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況（別冊2 2～8頁）

（1）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）は2,162件（前年度比246件減）と、依然として2,000件を超える水準ではあるものの、過去最多となった前年度（2,408件）から令和3年度（2,147件）と同程度の水準まで減少しました。

原因を特定することはできませんが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」になった影響や、令和5年度における県全域でのDV被害相談件数が減少したことなども関係しているのではないかと考えられます。

（2）児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（691件）、②警察等（632件）、③学校等（193件）となっています。近隣・知人からの相談（前年度比92件減）、警察等や市町の機関からの相談（警察等：同101件減、市町の機関：同23件減）など、全体的に相談件数が減少する中、虐待者以外の家族からの相談件数は増加（同28件増）しました。

（3）児童虐待相談種別

虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が1,020件（前年度比151件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前DV）の通告が約半数を占め、495件（同189件減）でした。

その他、「身体的虐待」は718件（同3件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は376件（同91件減）、「性的虐待」は48件（同1件減）といずれも減少しました。

（4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが1,050件（前年度比85件減）、実父によるものが924件（同147件減）となっており、実父母によるもので全体の9割以上を占めている状況は前年度と変わりません。

（5）被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数が921件と最も多くなり、全体の42.6%を占めています。

(6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、面接指導が1,974件となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて93件でした。

(7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例は2件ありました。1件は、一時保護施設等で、職員からの入所児童に対する身体的虐待と心理的虐待が認定され、もう1件は障がい児施設等において、職員から児童に対する身体的虐待が認定されました。

(8) 一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは、前年度より22人減って延べ803人となりました。なお、このうち半数以上(509件)が虐待を事由とするものでした。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、出頭要求を5件、警察への援助要請を4件実施しました。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況(別冊2 9~18頁)

(1) アセスメントの推進

- 児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上や一時保護等の判断の迅速化等を図るため、令和2年7月から、県内全ての児童相談所でAI技術を活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始し、虐待対応への取組の強化につなげています。

(2) 児童相談所の体制・機能の強化

- 通年で津市、四日市市及び三重郡を、令和6年1月から紀州地域を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所的確なケースマネジメントに取り組みました。
- 児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて通訳システムや24時間多言語対応での電話通訳により対応するとともに、北勢児童相談所及び鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。
- 困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

(3) 市町の体制・機能の強化支援

- 各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

- 令和6年の児童福祉法改正に伴い、これまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した「こども家庭センター」を、市町において令和6年4月1日から設置することが努力義務となるため、同センターの開設準備研修を開催し、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組みました。なお、令和6年4月1日現在、15市町に設置されています。

（4）職員の相談援助技術の向上

- 警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。
- 被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。
- 市町職員を対象に要保護児童対策地域協議会の運営等に関する研修会や情報交換会を実施しました。

3 今後の対応

- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行います。
- 児童虐待の再発防止、親子関係再構築等の家族支援に向けて、保護者支援プログラムの導入を進めます。
- 国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 電話相談以外に身近な相談ツールとして、SNSを活用した子ども等が相談しやすい環境を整え、児童虐待通告や子育て相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげます。
- 改正児童福祉法に対応するため、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケートを派遣し、子どもが意見表明できる体制を整備していきます。
- 「こども家庭センター」の設置を促進するため、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図るとともに、特にケースマネジメント等に係るスーパーバイザーを定期的・継続的に派遣し、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。
- 令和5年5月に津市で児童相談所が関与する児童が死亡する事案が発生したことを受けて、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）が検証を行い、令和6年3月に検証委員会報告書が示されました。再発防止のため、検証委員会報告書の提言において課題とされた体制づくり、関係機関との連携、人材育成に取り組んでいきます。

10 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

1 条例改正の検討について

条例の改正を検討するにあたり、専門的知見を有する方からの意見を聴取するため、令和6年7月に設置した有識者会議について、7月5日の第1回会議、9月13日の第2回会議の開催結果をふまえ、下記2のとおり改正における主な論点を整理しました。

10月10日に予定している第3回会議において、主要論点について、さらに意見をいただくとともに、市町をはじめとする関係者への意見照会等を行い、中間案の策定に向けて引き続き検討を重ねます。

2 改正における主な論点

(1) 条例の対象範囲について

- ・本条例の対象とする「虐待」について、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼし、次世代に連鎖するおそれがある「保護者による虐待」に焦点化した現行条例の範囲を継承しつつ、県及び関係機関等による未然防止、早期発見・早期対応、社会的養護の子どもへの支援等の取組を一層推進する条例となるよう検討します。

(2) 子どもの権利擁護について

- ・令和4年の児童福祉法の改正において義務化された子どもの意見聴取等措置をふまえ、一時保護や里親委託・施設入所など、子どもの生活に重大な影響を与える措置決定時に、子どもへの説明・意見聴取・意向を反映することなどについて、条項の追加を検討します。

(3) 子育て支援による未然防止の重点化

- ・妊産婦や特定妊婦、予期しない妊娠、高リスク家庭への支援など、虐待の予防、未然防止に重点を置き、支援が必要な保護者の早期発見・早期対応につながるよう、母子保健機能と児童福祉機能との一体的な運用を行うこども家庭センター及び市町要保護児童対策地域協議会の運営を強化する指針となる規定について、検討します。

(4) 市町や警察など関係機関との連携強化

- ・児童虐待対応は児童相談所だけで対応できるものではなく、市町や警察など、関係機関との一層の連携強化が重要となります。一時保護など一刻を争う措置等の対応に加え、令和7年6月から導入される一時保護司法審査制度に活用できるよう、現在は電話に限られている関係機関との通報等に係る連絡手段を、迅速かつ正確に情報共有することが可能なデジタル基盤の構築など、関係機関との連携体制の整備に必要な指針を検討します。

(5) 人材育成について

- ・児童虐待相談対応件数が 2,000 件を超える中、児童相談所においては経験年数の浅い3年未満の専門職が半数以上を占め、職員の専門性と質の向上が課題となっています。部門の長やベテラン職員が困難事例への対応と若手職員の育成を同時に担っており、マネジメントやOJT等を十分にできていない状況です。人材育成計画に基づく研修体系の位置づけを条例上明確化するとともに、職員の職務遂行能力の向上に向けて、各児童相談所に指導及び教育にあたるスーパーバイザー・児童福祉司・児童心理司の配置を進めるなど、体制整備や人材育成につなげる規定を検討します。

(6) その他

- ・虐待防止啓発について、過去の死亡事例等から学び続けることの必要性から、新たな啓発月間の設定などを検討します。
- ・また、改正後の条例について、要点をまとめた解説書の作成や子どもにとってわかりやすい周知を検討していきます。

3 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---------------------------------------|
| 令和6年 | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
パブリックコメントの実施 |
| 令和7年 | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） |
| | 6月 | 議案提出
医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
公布 |

11 一時保護施設の基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

一時保護施設の設備及び運営については、これまで「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）に規定する児童養護施設の基準を準用することとされてきました。

こうした中、令和4年6月に改正された児童福祉法（以下「令和4年改正法」という。）において、一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、令和6年4月1日に新たな基準である内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下「内閣府令」という。）が施行されました。

内閣府令には、一時保護施設における子どもの状況がさまざまであり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることをふまえ、子どもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定されています。

令和4年改正法等において、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、内閣府令の施行日から起算して1年を超えない期間内に内閣府令で定める基準に従いまたは参酌して、条例で基準を定めなければならない旨が規定されていることから、このたび本県において条例を制定するものです。

2 条例制定の考え方

条例では、県児童相談所の一時保護所を対象とし、「設備の基準」「職員配置」「職員の資格」などの基準を定めることとなります。基準については、本県の実情に内閣府令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いて制定することを基本とします。

この考えに沿って、別紙のとおり「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案」を作成しました。今後、パブリックコメントを実施した後、条例案を策定し、県議会へ提出する予定です。

3 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|---------------------------------|
| 令和6年 | 10月 | パブリックコメントの実施 |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（パブリックコメント結果報告） |
| 令和7年 | 2月 | 議案提出 |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（調査審議）
公布 |

三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）	条例への委任方法 ※空欄は参酌すべき基準	本県の考え方
第1条 趣旨		本県の実情に、内閣府令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いる。
第2条 最低基準の目的等		
第3条 最低基準と一時保護施設		
第4条 一時保護施設の一般原則 ・一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		
第5条 非常災害対策		
第6条 安全計画の策定等	従うべき基準	
第7条 自動車を運行する場合の所在の確認	従うべき基準	
第8条 入所した児童を平等に取り扱う原則	従うべき基準	
第9条 児童の権利擁護	従うべき基準	
第10条 児童の権利の制限	従うべき基準	
第11条 児童の行動の制限	従うべき基準	
第12条 児童の所持品等 ・合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。	従うべき基準	
第13条 虐待等の禁止	従うべき基準	
第14条 業務継続計画の策定等		
第15条 設備の基準 ・児童の居室の一室の定員は4人以下、面積は1人につき4.95㎡以上（乳児または幼児のみの居室の一室の定員は6人以下、面積は一人につき3.3㎡以上）	従うべき基準 （第1号、第4号（面積に係る部分）、第12号）	
第16条 一時保護施設における職員の一般的要件		
第17条 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	従うべき基準 （第2項）	
第18条 職員 ・児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に	従うべき基準	

満たない幼児おおむね 1.6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の児童おおむね 3 人につき 1 人以上とする。		
第 19 条 夜間の職員配置 ・全体で職員 2 人以上（ユニットを整備しているものは、1 のユニットごとに職員 1 人以上）を置かなければならない。	従うべき基準	
第 20 条 一時保護施設の管理者等 ・2 年に 1 回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修等を受けなければならない。	従うべき基準	
第 21 条 児童指導員の資格	従うべき基準	
第 22 条 心理療法担当職員の資格	従うべき基準	
第 23 条 学習指導員の資格 ・学齢児童・学齢生徒を入所させる一時保護施設であって学習指導員を 2 人以上置くものは教職員免許法に規定する小学校の教諭及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ 1 人以上置くよう努めなければならない。	従うべき基準	
第 24 条 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 ・一時保護施設に入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員は、併設する社会福祉施設の職員を兼ねることはできない。	従うべき基準 (第 2 項)	
第 25 条 衛生管理等		
第 26 条 食事	従うべき基準	
第 27 条 入所した児童及び職員の健康状態の把握等		
第 28 条 養護		
第 29 条 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ・一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。	従うべき基準 (第 3 項)	
第 30 条 関係機関との連携		
第 31 条 一時保護施設内部の規程		
第 32 条 一時保護施設に備える帳簿		

第 33 条 秘密保持等	従うべき基準	
第 34 条 苦情への対応		
第 35 条 電磁的記録		
第 36 条 大都市等の特例		
附則第 1 条 施行期日		
附則第 2 条 設備に関する経過措置 ・この府令の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、第 15 条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63) 第 41 条の規定を準用		
附則第 3 条 職員及び夜間の職員配置に関する経過措置 ・一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和 8 年 3 月 31 日までこれによらないことができる。		
附則第 4 条 指導教育担当職員に関する経過措置 ・令和 8 年 3 月 31 日までの間は、児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。		

【備考】法令で異なるものを定めることの許容の程度

- ・「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準である。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。
- ・「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準である。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

12 三重県いじめ調査委員会調査報告書について

令和2年5月に発生した県立高校における不登校重大事態事案について、令和4年10月以降、いじめ調査委員会において、いじめの事実関係が調査されるとともに、同種の重大事態の再発を防止するための提言等が審議され、令和6年6月25日、知事への答申が行われました。

委員会からの提言・意見をふまえ、令和6年7月25日、県教育委員会事務局から再発防止の取組が発表され、県立学校長会議等で周知徹底が図られました。

1 本事案の経過

中学校	
H28. 5月	いじめ行為が始まる
H29. 4月	中学校によるいじめの認知
H30. 2月	本児の保護者と加害生徒の保護者が話し合う
H30. 4月	中学校はいじめが解消されたと判断
高校	
H31. 4月	いじめ行為が始まる
R元. 5月	高校がいじめを認知
R元. 10月	不登校になる
R元. 12月	転学
R2. 2～4月	高校がいじめの事実について調査
高校が設置した第三者調査委員会による調査	
R2. 5. 13	高校が不登校重大事態と判断し、第三者調査委員会を設置
R2. 6. 18	第1回調査委員会
	以降、第2回(7. 14)、第3回(8. 6)、第4回(8. 20)、第5回(11. 26)第6回(12. 15)及び第7回(R3. 1. 26)調査委員会を開催
R4. 2月	調査報告書を公表(いじめと不登校・転学との因果関係を認める内容)

県附属機関のいじめ調査委員会による調査	
R4. 10. 24	再調査の諮問、第 1 回いじめ調査委員会
	以降、第 2 回(R5. 3. 23)、第 3 回(10. 3)、第 4 回(11. 8)、第 5 回(12. 18)、第 6 回(R6. 1. 31)、第 7 回(5. 1)と調査委員会を開催
R6. 6. 25	知事への答申（調査報告書の提出）

2 いじめ調査委員会による調査の結果概要（詳細は別冊 3 のとおり）

(1) いじめの事実

15 件のいじめが認定され、本児の不登校・転学と因果関係があると判断されました。（下線がいじめ調査委員会が新たに認定した行為）

中学校同級生(その 1)によるいじめ(10 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本児の自転車を借りる行為 ・ 本児に荷物を持たせる行為 ・ 靴を運ばせ、げた箱に入れさせる行為 ・ 頭やみぞおちをたたく行為 ・ ゼリー飲料や弁当のおかずを無理やり交換して食べたり、勝手に食べる行為 ・ 本児の教科書を勝手に使う行為 ・ <u>筆箱や教科書をロッカーから取りに行かせる行為</u> ・ 本児のペンを勝手に借りたり使う行為 ・ きつく怒ったり、悪口を言う行為 ・ 部活動中本児のボールを持っていく行為
中学校同級生(その 2)によるいじめ(1 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>部活動中に取れないボールを打つ行為</u>
中学校上級生によるいじめ(1 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本児を無視する行為</u>
高校同級生(その 1)によるいじめ(2 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>荷物を持たせた行為</u> ・ 電車の席を詰めなかった行為
高校同級生(その 2)によるいじめ(1 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物を持たせた行為

(2) 再発防止に向けた提言・意見

いじめ調査委員会により、再発防止に向けて、次の7つの提言・意見が取りまとめられました。

①特に配慮が必要な生徒の特定とその生徒に対する支援

- ・特に配慮が必要な生徒を特定して、丁寧な対応をしていくことが必要である。

②いじめに関する情報の共有と積極的な情報収集

- ・いじめ防止委員会の機能として、被害生徒への丁寧な対応に向けた積極的な情報収集が必要である。

③「いじめの後遺症」(※)の周知と対応

- ・「いじめの後遺症」についても、教育現場に周知させる必要がある。

※ 過去にいじめを受けた生徒は、軽度の対人関係での摩擦や刺激によって、心身の苦痛を感じ、心身の状態が悪化することがある。

④組織としての対応の不備

- ・いじめ事案に対しては、高校は、組織として対応し、各教員の負担を軽減させる仕組みづくりをすべきである。

⑤亀山市教育委員会に対する助言・指導

- ・県教育委員会は、提供されるいじめ事案の内容やその対応について、亀山市教育委員会と連携するとともに、いじめ問題の早期解決を図るため、亀山市教育委員会に対して助言・指導をすべきであった。

⑥人権教育の推進

- ・生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する教育を推進するため、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修を積極的に実施することが重要である。
- ・いじめ問題への対策を点検・評価し、改善に生かす仕組みを確立するとともに、スマホ等によるSNS等の普及に伴い、潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する生徒への教育や保護者への啓発が必要である。

⑦子どもアドボケイトの設置

- ・いじめを含む子ども同士の関係性の問題においては、子ども自身がどのように感じ、どのように思ってきたのかということが極めて重要であり、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの味方である子どもアドボケイトが必要である。

3 提言を受けた再発防止の取組

いじめ調査委員会からの提言・意見を受けて、令和6年7月25日、県教育委員会事務局から次のとおり体制強化等の再発防止策に取り組むことが発表され、県立学校長会議等で周知徹底が図られました。

(1) 体制強化

- ・学校は、いじめの重大な事案や継続する事案について、一般的な引継ぎのほか「いじめ対応情報管理システム」(令和6年度運用開始)を活用して、過去にあったいじめ被害や、支援等を要する児童生徒の情報を確認して対応します。
- ・学校は、校内いじめ防止委員会が可能な範囲で中学校から情報収集を行ったり、状況に応じて、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)等の専門家の意見を聴きながら、対応方針を決定するよう徹底します。
- ・県教育委員会は、今後も市町教育委員会と連携しながら、必要な指導、助言又は援助を実施していきます。

(2) 生徒等への対応

- ・県教育委員会は、令和6年8月中にSC及びスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を対象に「いじめの後遺症」と「子どもアドボケイト」についての理解を深める研修を実施します。実施後はSC及びSSWが各学校で「いじめの後遺症」と「子どもアドボケイト」について周知します。
- ・学校は、令和6年9月中に「いじめの後遺症」の視点を追加した「いじめ早期発見のための気づきリスト」を全ての保護者に配付して、学校と家庭が連携し児童生徒の些細な変化にも気付けるようにします。
- ・県教育委員会は、子どもアドボケイトを必要に応じて学校等に派遣します。

(3) 人権教育の推進

- ・全ての児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けて主体的に行動ができる力を身につけられるよう、初任者や中堅の教職員等を対象とした法定・悉皆研修や生徒指導担当教員を対象とした研修を通じて、一層、人権教育を進めていきます。
- ・学校は、警察や情報通信事業者等から提供される教職員及び児童生徒向けの教材資料等を活用し、校内でのSNSの適正な利用等に係る取組を実施します。
- ・県教育委員会は、令和6年度中に法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点を加えた弁護士によるいじめ防止授業の教材資料を作成します。

今後、子ども・福祉部では、子どもの権利を知る機会・学ぶ機会を、子ども自身や県民の皆さんに対し提供することをはじめ、子どもの権利を守ることを正面から捉えて施策を進めていくため、「三重県子ども条例」の改正及び「三重県こども計画(仮称)」の策定に取り組んでいきます。

13 「第二期 三重県地域福祉支援計画」の策定について

1 策定の経緯

「三重県地域福祉支援計画」は、社会福祉法に定める「都道府県地域福祉支援計画」として策定しており、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題への対応による市町における包括的な支援体制への支援や、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、市町の地域福祉が推進されるよう支援していくものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 これまでの成果と課題

現行計画では、基本理念に「みんな広く包み込む地域社会 三重」を掲げ、3つの取組の柱（推進項目）に施策を展開し、包括的な支援体制づくりを進めています。各推進項目における目標の進捗状況は次のとおりです

<推進項目1> 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
地域福祉計画策定市町数	18市町	18市町	29市町
多機関協働による包括的支援体制整備市町数	8市町	14市町	29市町
民生委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	94.8% (R5.12.1)	96.1%
相談支援包括化推進員養成数	—	126人	200人
ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1%	80.6% (R4年度)	85.0%

本県においては、市町における包括的な支援体制の整備に資するため、市町において複雑化・複合化した課題に対応し、相談支援機関を円滑にコーディネートする「相談支援包括化推進員」の養成の取組等を実施していますが、「地域福祉計画策定市町数」「多機関協働による包括的支援体制整備市町数」は目標数には至っていません。

そのため、未整備の市町に対して、市町の実情に応じた包括的な支援体制が整備できるよう市町のニーズをふまえた支援を検討していく必要があります。

「民生委員定数充足率」は、幅広い世代に対し、活動内容への理解を広めるため、情報発信を行うとともに、研修実施方法の見直しや活動報告のオンライン化など負担軽減に取り組んでいるものの、計画策定時からわずかな増加にとどまっています。新たな担い手の確保に向けて、引き続き活動内容の周知を行うとともに、活動を継続しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

<推進項目2> 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件	12,785件	10,801件
再犯者数	1,010人	864人	808人以下
災害派遣福祉チーム数 (三重県DWA T)	—	28チーム	40チーム

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、相談件数は増加しており、「自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数」は、目標値を上回っています。生活困窮者は自らSOSを発することが難しい場合も多いため、アウトリーチ（訪問型）支援等に引き続き取り組む必要があります。

<推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
県内の介護職員数	27,818人 (H29年度)	32,584人 (R4年度)	33,849人 (R4年度)
みえ福祉第三者評価の受 審事業所数	285施設	388施設	415施設

「県内の介護職員数」は、令和4年度時点で32,584人となっています。介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人留学生を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行っています。また、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットや生産性向上につながるICTの導入促進に向けて取り組むとともに、介護職場における役割分担を進めるための「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援に取り組みました。さらに、介護職員の処遇改善を進めるため、令和5年度からは介護職員処遇改善加算等の取得支援に取り組んでいます。引き続き、介護人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組む必要があります。

「みえ福祉第三者評価の受審事業所数」は、毎年度一定数の事業所が受審しています。これまで受審をしたことがない事業所に向けて、受審促進を図るため、評価制度の趣旨の周知や啓発を推進していく必要があります。

4 計画の概要

(1) 計画策定のポイント

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉を推進していくため、現行計画の目標の進捗状況や課題等をふまえ、現行計画の基本理念、推進項目等の基本的な部分は継承しつつ、地域住民に最も身近な市町における地域福祉の取組をより一層支援していくこととします。

なお、各推進項目の主なポイントは以下のとおりとします。

<推進項目1> 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）

「包括的な相談支援体制の整備」と「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として、地域における支え合い体制づくりを推進していきます。

推進にあたっては、複雑化・複合化した課題をかかえる人を制度にあてはめるのではなく、本人に寄り添い、その本人が持つ力を引き出しつつ社会参加につながる体制となるよう支援していきます。

①市町における包括的な支援体制づくりへの支援

包括的な支援体制が未整備である市町の一部では、「現状の体制で問題ないと認識している」、「何から取り組めばよいかわからない」という理由を挙げています。そのため、未整備の市町に対して、市町の実情に応じた包括的な支援体制が整備できるよう市町のニーズをふまえた支援を検討します。

既に包括的な支援体制を整備した市町に対しては、相談支援包括化推進員等養成研修において、運用面で抱えている課題に応じた内容とするなど支援を検討します。

また、包括的な支援体制の整備にあたっては、地域におけるさまざまな主体との協働・連携の仕組みづくりが必要です。その取組の中心となることが期待されている社会福祉協議会に対して引き続き支援していきます。

②市町における地域福祉計画策定への支援

地域住民に最も身近な市町が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決に資する施策や体制の整備等ができるよう市町の地域福祉計画の策定への支援を検討します。

③地域における支援活動の推進

高齢者の孤立防止、子育て世代同士の悩み事相談や情報交換など、住民同士がつながりあえる場として、地域づくりが推進されるよう、サロン活動やカフェ、子ども食堂などの取組を推進します。

また、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりをめざし、地域の担い手として具体的な活動につなげていけるよう、情報の発信やボランティア活動の基盤整備に取り組みます。

さらに、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市町とも連携しながら、担い手不足の改善に向けて制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

<推進項目2> 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、地域に暮らす誰もが日常の暮らしが継続できるよう、暮らしを支える取組を推進していきます。

①さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援

ひきこもり当事者やその家族をはじめとする生きづらさを抱える人が、社会から孤立することなく、自分らしい生き方を選択し、希望を持って安心して生活できるよう、市町等と連携し、相談支援体制の構築に向けた支援や、居場所等社会資源の整備・活用に向けた支援、多様な担い手の育成・確保、地域の支え合いによる社会全体の機運醸成に取り組みます。現行計画で取り上げている項目に、新たに「困難な問題を抱える女性」「ヤングケアラー」を加えます。

- ・ひきこもり
- ・自殺対策
- ・再犯防止の取組の推進
- ・認知症施策の推進
- ・がん・難病患者
- ・医療的ケア児・者
- ・外国人住民
- ・困難な問題を抱える女性
- ・ヤングケアラー
- ・人権課題（多様な性のあり方への理解促進 等）

②生活困窮者等への支援

さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も必要な福祉サービス等を適切に受けられるよう取組を進めます。また、生活保護が必要な人に対して、適正な保護の実施を進めます。

<推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図るための取組を推進していきます。

①福祉人材の確保

介護職をはじめ福祉人材の確保のため、多様な人材の参入を促進するとともに、離職防止や定着促進に取り組みます。

②福祉サービスの質の向上

みえ福祉第三者評価制度の普及促進、苦情解決体制の充実、福祉人材の研修機会の充実、効果的な指導監査及び運営指導の実施等により福祉サービスの質の向上を図ります。

③ ICT技術等の活用

介護職員の負担軽減につながる介護ロボットや、事務作業等の業務の効率化につながるICT機器の導入促進などに取り組みます。

(2) 推進項目における施策方向

各推進項目の施策方向については、以下のとおり位置づけることとします。

<推進項目1> 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）

【施策方向】①市町における包括的な支援体制づくりへの支援

②市町における地域福祉計画策定への支援

③地域における支援活動の推進

④災害時における要配慮者への支援体制の充実

⑤ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

<推進項目2> 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

【施策方向】①各福祉分野における重点施策の推進

②さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援

③生活困窮者等への支援

④生活基盤の充実

⑤権利擁護の推進

<推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

【施策方向】①福祉人材の確保

②福祉サービスの質の向上

③福祉サービスの総合的提供方法のあり方

④ICT技術等の活用

5 今後の予定

令和6年 10月 三重県地域福祉推進会議（中間案の説明）

12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）

パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

令和7年 2月 三重県地域福祉推進会議（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

計画の策定

14 「第二期 三重県再犯防止推進計画」の策定について

1 策定の経緯

「三重県再犯防止推進計画」は「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」で、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めるものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 現行計画の取組状況

現行計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、次の5つを重点課題と位置づけ、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組んでいます。県の主な取組は次のとおりです。

(1) 就労・住居の確保等

- ・「生活相談支援センター」、「障害者就業・生活支援センター」や「おしごと広場みえ」における就労支援
- ・保護観察対象者等を含めた要配慮者の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録推進

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・「地域生活定着支援センター」における高齢または障がいのある刑務所出所者等への福祉サービスの利用支援等
- ・「こころの健康センター」における薬物依存症の相談支援等
- ・社会復帰アドバイザーの派遣による受刑者に対する暴力団との関係遮断と併せた薬物乱用防止に関する指導等

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

- ・児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動の未然防止等のため、スクールカウンセラーの配置時間の拡充、教育相談員の中学校と県立学校への配置
- ・スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援
- ・街頭補導活動による適切な指導・助言
- ・高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」等の取組

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

- ・ 犯罪をした者等を含めた困難を抱える人々の特性に応じた適切な支援
- ・ ストーカー行為を繰り返す者に対する精神科医等と連携した加害者対策
- ・ 暴力団関係者等に対する社会復帰に向けた指導等の働きかけ
- ・ 矯正施設と連携した犯罪被害者等の心情等を理解するための講話実施

(5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

- ・ 津保護観察所と連携した「社会を明るくする運動」の啓発活動の実施
- ・ 更生保護事業に長年貢献された功労保護司に対して知事から感謝状の贈呈
- ・ 「刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題」等を学校教育としてその解決に取り組むべき人権問題と位置づけている「県人権教育基本方針」の学校や市町等教育委員会への周知

4 これまでの成果と課題等

(1) 目標の進捗状況

現行計画の目標値は、令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成30年の1,010人と比較して20%減少(808人)することとしています。

令和5年の再犯者数は864人となり、目標は達成できていませんが、再犯者率は40.8%であり、平成30年の45.7%と比較して4.9ポイント減少しています。

(2) 再犯を取り巻く主な状況と課題

① 就労・住居の確保等

令和5年に津保護観察所における保護観察終了人数183人のうち保護観察終了時に無職である者の数は55人で、約3割を占めています。

また、令和5年度において、三重県内の更生保護施設または自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は96人です。

引き続き、出所者等の就労、定住先を確保し、地域社会における安定した生活が送れるよう支援する必要があります。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

刑法犯の高齢者については、令和5年において500人を超え、高い割合を占めています。薬物事犯者(覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法等)の再犯者率についても約5割と高い状況です。

引き続き、保健医療・福祉ニーズを抱える者に対して必要な支援が届くよう取り組んでいく必要があります。

(3) 関係団体へのヒアリング等における主な意見

① 当事者への支援

- ・ 出所者等の雇用は、企業全体での取組が重要であり、継続的な雇用につながると考えている。

- ・ 出所者等の課題はさまざまであり、就労支援か福祉支援かという一本の視点で人を見るのではなく、社会復帰には多様な要素が関係していると考えている。
- ・ 子どもについて、家族の問題など複雑化・複合化した課題を抱えており、学校等と連携した修学支援のみではなく、福祉的な支援などと一層連携して取り組む必要がある。

②地域社会における更生保護

- ・ 地域社会での理解が重要である。社会的な部分での孤立や差別などが全くないとは言えない。

平成30年～令和5年の三重県と全国における刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率

単位：人、%

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯 検挙者数	三重県	2,210	1,938	1,863	1,846	1,796	2,116
	全国	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409	183,269
刑法犯 検挙者中 の再犯者数	三重県	1,010	915	818	850	779	864
	全国	100,601	93,967	89,667	85,032	81,183	86,099
再犯者率	三重県	45.7%	47.2%	43.9%	46.0%	43.4%	40.8%
	全国	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%

※（出典）警察庁、三重県警察本部

（再犯を取り巻く主な状況）

No.	項目	平成30年		令和5年	
①	保護観察終了人数	157人		183人	
	保護観察終了時に無職である者の人数・割合	52人	33%	55人	30%
②	協力雇用主数	331社		348社	
	うち、実際に出所者等を雇用している雇用主数	13社		11社	
③	更生保護施設・自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	133人		96人	
④	刑法犯の犯行時年齢（14～19歳）・割合	245人	11%	218人	10%
	刑法犯の犯行時年齢（20～29歳）・割合	289人	13%	345人	16%
	刑法犯の犯行時年齢（30～39歳）・割合	314人	14%	281人	13%
	刑法犯の犯行時年齢（40～49歳）・割合	352人	16%	341人	16%
	刑法犯の犯行時年齢（50～59歳）・割合	325人	15%	299人	14%
	刑法犯の犯行時年齢（60～64歳）・割合	127人	6%	129人	6%
	刑法犯の犯行時年齢（65歳以上）・割合	558人	25%	503人	24%
⑤	薬物事犯者の検挙者数	112人		92人	
	薬物事犯者の再犯者数・再犯者率	55人	49%	49人	53%

※（出典）①、②、③法務省、④、⑤三重県警察本部（犯行時年齢の割合を除く）

※いずれも三重県に関する数値

※①、④、⑤暦年実績、②平成30年は4月1日現在、令和5年は10月1日現在、③年度実績

5 計画の概要

(1) 策定のポイント

犯罪や非行をした者が孤立しないよう、「息の長い」社会復帰支援に取り組み、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現するため、現行計画の基本理念を承継しつつ、重点課題については、以下の点などをふまえ整理します。

①国や市町、民間協力者等との連携

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）においては、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制のさらなる強化などが必要であり、重点課題の一つに「地域による包摂の推進」を掲げています。

県内においては、令和6年3月に、出所者等の就労支援を行う日本財団職親プロジェクト東海三重支部が発足しました。

こうした状況をふまえ、「国や市町、民間協力者等との連携」を重点課題に追加して位置づけ、国、市町代表、民間協力者等を委員とする三重県再犯防止推進会議の定期的な開催や、市町における再犯防止の推進などに取り組みます。

②非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施

子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中、児童・生徒等の非行の防止や修学支援に加え、福祉的な支援も連携して行うことを明確化するため、現行計画の重点課題「学校等と連携した修学支援の実施等」については、「非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施」として重点課題に位置づけます。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ（※）によるSNS上等での犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）が多く投稿されていることから、少年が犯罪に手を染めることがないように非行防止対策に取り組みます。

※匿名・流動型犯罪グループ

SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団。SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動を行う犯罪グループ。

(2) 重点課題と取組方向

計画では、7つの重点課題とそれぞれの取組方向を次のとおり位置づけます。

(1) 就労・住居の確保

【取組方向】

- ① 就労の確保
- ② 住居の確保

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【取組方向】

- ① 高齢者または障がい者等への支援
- ② 薬物依存をする者への支援

(3) 非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施

【取組方向】

- ① 児童・生徒等の非行の未然防止
- ② 児童・生徒等の立ち直り支援
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

【取組方向】

- ① 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ② 犯罪をした者等の家族等に対する支援

(5) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

【取組方向】

犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

(6) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

【取組方向】

- ① 民間協力者の活動の促進
- ② 広報・啓発活動の推進

(7) 国・市町・民間協力者等との連携強化

【取組方向】

- ① 連携強化のための取組
- ② 市町における再犯防止の取組推進

6 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 11月 | 三重県再犯防止推進会議（中間案の説明） |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 1月 | 三重県再犯防止推進会議（最終案の説明） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定 |

15 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」の策定について

1 策定の経緯

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わる大きな社会問題となっています。

令和4年3月、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に特化し、施策の方向性などを明らかにした「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。

現行計画では、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されている」ことをめざし、6つの取組方向に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進してきました。

現行計画の期間は、令和4年度から令和6年度までとしていることから、今年度中に第二期の「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定します。

2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 次期計画の概要

令和4年度の内閣府調査の結果では、全国で約146万人の方がひきこもり状態にあるとされており、この調査結果を基に三重県内では約2万人の方がひきこもり状態にあると推計しています。

社会における多種多様な生きづらさ等を背景とし、ひきこもりは「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」です。個別事案の課題解決だけでなく、長期的な視点から未来のあるべき地域福祉社会の姿を俯瞰したうえで、今後も社会全体として継続的な支援策を講じていかなければなりません。

そこで、現行計画で掲げた「将来のめざす社会像」(※)については継承しつつ、国の新たな動きや今年度実施している実態調査の結果等をふまえたうえで、取組の方向性を再整理するなど、ひきこもり支援の取組をより一層推進していくための次期計画を策定します。

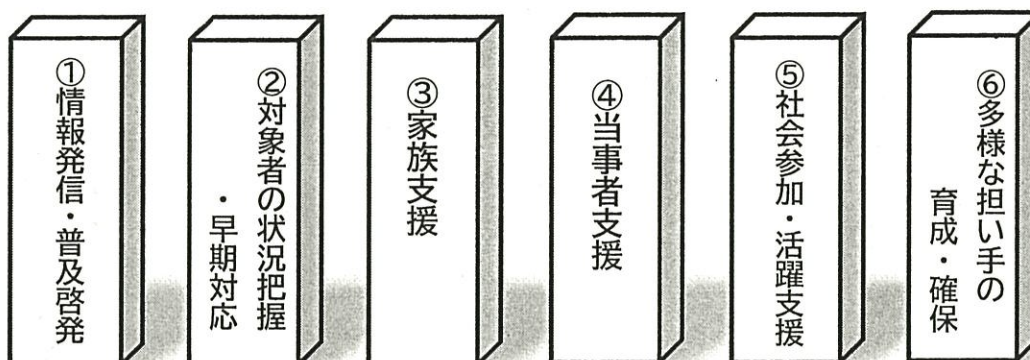
※ 誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会

4 これまでの課題と今後の取組方向

現行計画では、計画全体を包括する数値目標として「計画全体の目標」を設定しており、その進捗状況は次のとおりです。

目 標 項 目	令和5年度 実績	令和6年度 目標
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	90.9%	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	70%

また、現行計画には基本的な取組の方向性として、6つの施策展開の柱があり、それぞれの課題や今後の取組方向は以下のとおりです。



取組方向① 情報発信・普及啓発

県民の皆さんを対象としたフォーラムの開催やひきこもり支援ハンドブックの配布、ホームページやSNSを活用した情報発信等、さまざまな機会やツールを活用した周知啓発に取り組んできており、「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合は、令和5年度実績で目標値を上回っています。

一方で、支援機関が関わる当事者や家族からは、「ひきこもりであることを知られたくない」、「育て方が間違っていた」といった声もあり、ひきこもりについての正しい理解が社会全体にまで浸透しているとは言えないため、今後もより一層の周知啓発に取り組んでいく必要があります。

取組方向② 対象者の状況把握・早期対応

市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を図るため、体制整備に取り組む市町に対する財政支援や、支援に携わる関係機関の担当者が事例検討等を行う会議を開催するとともに、社会との関わりが希薄な状態で義務教育を修了する児童生徒を関係機関とつなげる取組を進めてきました。また、県ひきこもり地域支援センターでは、各相談機関のひきこもり支援に活用できるよう作成した「ひきこもり相談支援マニュアル」を改定するとともに、「アウトリーチマニュアル」を作成しました。

支援体制の環境整備としては、全ての市町において相談対応窓口が設置され、市町プラットフォームも23市町に設置されたものの、「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合は、令和5年度実績で57.8%にとどまっています。

国においても、市町村域における支援体制の構築に向けた取組に注力しており、県は市町の取組への積極的な支援が求められていることをふまえ、引き続き、どこに居住する当事者や家族であっても、十分な支援が受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

取組方向③ 家族支援

県ひきこもり地域支援センターでは、令和5年度に電話相談の開設日を増やすなど、相談支援体制を強化したことにより、令和5年度の相談対応件数は531件となりました。また、県内各地域において、「ひきこもり家族教室」を複数回開催することにより、コロナ禍で減少していた参加者も着実に増加しつつあります。

令和5年度に県ひきこもり地域支援センターで受けた新規相談のうち、半数以上がひきこもり当事者のご家族からの相談であり、実態調査の結果もふまえながら、家族に寄り添った相談支援体制の整備を進めていく必要があります。

取組方向④ 当事者支援

ひきこもり当事者にとって、相談窓口への来所や電話などアクセスすること自体が難しい場合もあることから、当事者等の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点を重視しており、県ひきこもり地域支援センターの多職種連携チームや県生活相談支援センターの支援員によるアウトリーチ支援、不登校児童生徒に対する不登校支援アドバイザー等による訪問型支援を実施し、それぞれの支援件数は着実に増加しつつあります。

ひきこもり状態になる背景や原因は多種多様であり、実態調査の結果もふまえながら、引き続き当事者に寄り添った支援を充実していく必要があります。

取組方向⑤ 社会参加・活躍支援

ひきこもり当事者が社会につながる機会を提供する居場所づくりについて、デジタル技術の活用を含め取組を進めた結果、計画策定時では24か所だった居場所は、令和5年度末時点で45か所に増加しています。しかしながら、県内全域をカバーできておらず、地域によって偏在していることから、広域的な視点も持ちつつ、さまざまな主体と連携しながら居場所づくりを進めていく必要があります。

また、就労につなげる支援については、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携し、就労に向けた相談を受けるとともに、各種セミナーの開催や就労体験等の受入れ先となる事業所の開拓等に取り組んできました。就労を希望する方に寄り添った支援ができるよう、引き続き、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいく必要があります。

取組方向⑥ 多様な担い手の育成・確保

県内においてひきこもり支援に関わる方を対象に、支援力の向上や「顔のみえる関係づくり」を推進するための研修を開催するとともに、相談支援包括化推進員の養成や教育支援センター指導員の育成等も進めました。

ひきこもり状態にある方が早期に支援につながるよう、地域における支援人材の裾野拡大に向け、各市町等と連携しながら、ひきこもり支援の担い手の育成・確保を進めていく必要があります。

5 計画策定のポイント

(1) 計画の支援対象者

国において、新たな支援マニュアル（「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」）の策定を進めており、その骨子では、ひきこもり支援の対象者を「社会的に孤立し、孤独を感じている状態」や「何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態」にある本人やその家族とし、ひきこもりの期間は問わないと示されていることから、計画における支援対象者について見直しを行います。

(2) 中高年層に対する支援の充実

国の調査の推計によれば、中高年層のひきこもり状態にある方が若年層のひきこもり状態にある方の数を上回る結果が出ています。就職氷河期世代の一部が50歳を超え、「8050問題」といった複雑化・複合化した課題が顕在化している中、就労だけではなく、中高年層のひきこもり当事者やその家族が抱えるさまざまな生きづらさに寄り添う支援という視点から、取組内容の充実を図ります。

(3) 多様な主体による支援体制の充実と県の後方支援の強化

市町をはじめとした関係機関と県との連携のあり方や役割分担を整理し、支援対象者の居住地に関わらず求める支援につながることのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、ひきこもりについては、支援が長期に及んでも明らかな成果を感じにくい側面があることから、伴走している支援者自体を支援するという視点から、県の後方支援の役割についても取組方向に追加します。

6 今後の予定

令和6年	8～12月	実態調査の実施
	11月	三重県ひきこもり支援推進委員会（中間案の説明）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明） パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年	2月	三重県ひきこもり支援推進委員会（最終案の説明）
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） 計画の策定

16 三重県いなば園における虐待事案への対応について

1 三重県いなば園において発生した虐待事案について

(1) 事案の概要

社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「法人」という。）が運営する三重県いなば園（以下「施設」という。）では、令和3年から令和5年にかけて、3件の虐待事案が相次いで発生しました。短期間で虐待事案が発生する状況を受けて、県は、令和5年12月から令和6年3月にかけて、施設及び法人に対して特別監査を実施しました。法人は、「三重県いなば園虐待防止改善計画」を定め、虐待の再発防止に向けた取組を進めていましたが、令和6年6月にも虐待事案が発生しました。

令和6年8月、法人から特別監査で指摘した課題等をふまえた「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」が提出されたため、今後、県は、新たな改善計画に定められた内容が確実に実行されるよう指導していきます。

(2) 経緯

年 月	概 要
令和3年9月	・ 障害児入所施設「くすのき寮」で入所児童への心理的虐待事案が発生
11月	・ 県が上記の心理的虐待及び心理的虐待を放置した園長のネグレクトを認定
令和4年3月	・ 法人が計画期間を令和4年度からの2か年とする「三重県いなば園虐待防止改善計画」を策定し、県に提出
令和5年8月	・ 障害者支援施設「かしのき寮」で入所者への身体的虐待事案が発生
9月	・ 市町が上記の身体的虐待を認定
11月	・ 障害児入所施設「くすのき寮」で入所児童への身体的虐待事案が発生 ・ 県が上記の身体的虐待を認定
令和5年12月～ 令和6年3月	・ 法人、施設に対し特別監査を実施
6月	・ 障害者支援施設「かしのき寮」で入所者への身体的・心理的虐待事案が発生
7月	・ 法人に対し特別監査実施報告書及び改善通知書を手交
8月	・ 市町が上記の身体的・心理的虐待を認定
8月30日	・ 法人が「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」を策定し、県に提出

2 特別監査の概要（詳細は別冊4のとおり）

短期間で虐待事案が続発する背景には、職員による障がい福祉実践や施設の運営、法人のガバナンス等に課題がある可能性が認められたことから、県は関係法に基づき、施設及び施設を運営する法人に対して特別監査を実施しました。

(1) 監査の対象

社会福祉法人三重県厚生事業団（法人）及び三重県いなば園（施設）

(2) 特別監査で確認した事項

ア 適切性や配慮を欠くと認められる事案に関すること

施設における職員の支援行為等について確認を行ったところ、以下のとおり、適切性や配慮を欠くと認められた事案が確認されました。

なお、今回の特別監査では、施設でこれまで認定された3件の虐待事案以外に、新たな虐待事案は認められませんでした。

(ア) 利用者に対する不適切な言葉がけ 11件

(イ) 飲食の支援に関する不適切な対応 1件

(ウ) 利用者の車いすを蹴る不適切な行為 1件

イ 法人及び施設運営上の諸課題に関すること

これまでに認定された虐待事案及び今回の特別監査で確認された適切性や配慮を欠く事案が発生した要因を調査する中で、以下の諸課題を確認しました。

(ア) 利用者の人権を尊重したサービスの提供

適切性や配慮を欠く事案が一定数確認され、最優先されるべき利用者の尊厳が損なわれている状況が一部において認められました。

(イ) 個別支援計画に基づく支援

利用者ごとに作成される個別支援計画等が職員間で共有されず、個別支援計画に基づかない支援が行われている状況が一部において認められました。

(ウ) 虐待や不適切な支援を防止するための職員の意識

職員に虐待や不適切な支援についての認識を確認したところ、一部の職員の認識が不十分でした。

(エ) 障害者虐待防止法に基づく通報義務の理解

施設の職員において虐待の疑いがあると認識していた事案について、職員が障害者虐待防止法に基づく市町への通報を怠っている事例がありました。

(オ) 利用者本位の支援を行うための業務の体制

強度行動障がいといった障がい程度が重度の利用者が多く、職員が日課に追われ時間的に余裕がなく、施設本位の支援になっているとの証言がありました。法人及び施設には職員による効果的なチーム支援が行えるような組織体制や支援スキル向上のための取組、業務負担の軽減について改善の余地が認められました。

(カ) 職員の危機対応能力

利用者による他害行為により、職員の労働災害事故が一定数発生していることから、全ての職員に対し危機回避のスキルに関する研修の機会を継続的に提供する必要性が認められました。

(キ) 事務管理体制

金庫内に保管していた利用者から徴収した現金を紛失し、これを法人会計から支出するとの事案が確認されたことから、事務管理体制上の課題が認められました。

(3) 特別監査の指摘内容

確認された法人及び施設運営上の諸課題に対して、以下の指摘を行い、改善報告の提出を求めました。

ア 施設に関すること

(ア) 改善事項

- ①利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に取り組むこと
- ②利用者ごとに作成される個別支援計画に基づく支援を徹底すること
- ③利用者に対する支援が適切なものかどうか、国の手引き等も参考にしながら、常に職員どうして振り返るなど認識を改めること
- ④行政への通報義務を徹底すること

(イ) 指導事項

- ①業務の見直し等を通じて職員の負担を軽減し、そのうえでチームの支援体制の強化や支援スキルの向上等についてさらに取り組むこと
- ②職員に対し、危機回避スキルを身につけるための実践的な研修を提供すること

イ 法人に関すること

(ア) 改善事項

- ①法人として施設に対する管理監督のための体制を強化すること

(イ) 指導事項

- ①法人として職員に非違行為が認められるときは、適正な措置を講じること
- ②現金紛失の再発防止を徹底させること

3 特別監査に関する改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」について

法人に対し、令和6年9月9日を期限として、特別監査に関する改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」の提出を求めていたところ、令和6年8月30日に提出されました。

(1) 改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」の概要

特別監査実施報告書で指摘した課題をふまえて、5つの事項(下記ア～オ)を柱とした改善内容が示されました。

ア 虐待防止取組の浸透

(ア) 管理職の意識改革

施設長や管理職が利用者の権利擁護に対する意識や家族との関係性構築に対する重要性を再確認し、行動で範を示すことで、施設全体に意識を浸透させる。また、管理職のマネジメント力の向上と経営に対する意識改革を行う。

(イ) 改善計画（改訂版）の推進

施設長が主となり改善計画（改訂版）を丁寧に説明する機会を設け、園内全ての職員が組織全体の課題として捉え、改善計画（改訂版）を推進する。

(ウ) 通報ルールの徹底

利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、またはその可能性が疑われるときには、速やかにいなば園虐待防止委員会を開催し、事実確認を行うとともに、明確に判断ができない場合であっても行政へ報告・相談する。

（その事実確認を行うまでもない明確な事案が発生したとき、職員は速やかに行政に通報する。）

イ 行動障がいのある利用者への支援力向上

(ア) 専門職の協力

外部の識者、臨床心理士、公認心理師、言語聴覚士及び特別な研修を受けた職員がスーパーバイザーとなり、専門的な見地からの助言を取り入れ、属人的にならないようなアプローチを実施し、『良い支援』を体現する。

(イ) 環境の調整

視察によって学んだ先進施設の環境設定手法を積極的に取り入れ、利用者が安心して過ごせる、特性・ニーズに合わせた環境を調整・提供する。

(ウ) 職員のトレーニング

行動障がいに関する研修機会を提供し、障がい特性の理解促進を図ると共に、危機回避スキル向上を目的とした研修を実施する。

(エ) 医療機関との連携

医療機関と連携し、継続的なサポート体制を構築する。

(オ) 人員配置の是正

各課寮に適正な人員配置を行う。また、年度途中の異動や職員採用を実施する等、状況の変化に柔軟に対応する。

ウ 緊急時、トラブル発生時の支援体制強化

(ア) シミュレーション訓練の実施

緊急時（利用者の落ち着かない様子を想定）のシミュレーション訓練を実施し、実際の緊急時に対する効果的な支援を講じることができるよう、対処能力向上に取り組む。

(イ) コミュニケーションツールの整備

支援現場の迅速なコミュニケーションのサポートツールとして、インカム等の通信手段を導入・整備する。

(ウ) 整理整頓と設備点検による安全性の確保

施設内の整理整頓を推進するとともに、施設の設備を点検し、安全性を保持する。

エ 職員の能力発揮と健康維持、労働環境改善の推進

(ア) 職員の能力発揮

『良い支援』を展開していくために必要な取組や、職員がチームとして円滑に機能できるよう、支援の中核となる人材を育成する。

(イ) ワークライフバランスのサポート

職員が仕事とプライベートの両方を大切にできるよう、休暇制度等の定期的な周知や適切な運用を行いサポートする。

(ウ) 労働環境の改善

職場の安全性と快適さを確保するため施設の改修や清潔な環境を保ち、職員が安心して働ける環境を整える。

(エ) 健康促進の活動

健康診断やストレスチェック、外部による健康指導など、職員の健康を促進するプログラムを提供し、生活習慣病の予防や健康増進に取り組んでいく。

オ 虐待を起こさせないための施設運営の改善

(ア) 委員会と研修のスリム化

研修の質を優先するとともに、自己研鑽が可能なオンライン研修を推進する。

(イ) 可能な範囲での講師活動の実施

職員講師派遣を継続するが、派遣回数を目安を定める等で講師職員とサポート職員の負担を軽減する。

(ウ) 日常業務スケジュールの見直し

身体的・精神的・時間的にゆとりのある日常業務スケジュールに見直す。

(エ) リスクマネジメントの強化

事故・インシデント事案の収集から検証まで着実に実施する。

(オ) マネジメントによる取組の推進

施設を適切に運営するために、全ての取組の基盤となる「マネジメントの手法」を活用して進める。

4 今後の対応

法人として外部の司法関係者等を第三者委員とした虐待防止委員会を定期的で開催し、外部評価を受けることになっていますが、県としても当該虐待防止委員会から、定期的に取り組報告を徴取することで、虐待防止に係る取組の実施状況をモニタリングしていきます。

また、「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」において定められた内容が確実に実行されているかどうか、確認のための実地監査を定期的に行います。

さらに、障がい者虐待に関する専門的知識を有する学識経験者や司法関係者等で構成する専門家チーム会議を開催し、適宜、取組内容について助言を得るなど改善指導に活かしていきます。

17 指定管理者制度に係る報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第1項に基づき、「令和5年度指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の収受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他、センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率 【日中活動延べ人数／年間日中活動利用定員】	80%	62.4%
リハビリテーションの実施件数	5,300件	4,180件
三重県障がい者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数	3,500名	2,842名
福祉用具相談支援件数	350件	263件

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	C		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理業務について、老朽化が進んでいる中、適宜修繕等を実施することで、適正な維持管理を行っている。 ・施設の利用状況について、生活援助棟の利用者数は減少しているものの、高次脳機能障がい者に対するリハビリを実施しており、専門性を発揮している。また、障がい者スポーツにおいては、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を運営し、ワンストップでの相談対応や情報発信に取り組まれており、運動施設の利用者数も増加するなど、障がい者スポーツの裾野の拡大に貢献している。 ・成果目標について、新型コロナウイルス感染症の影響が残っており、達成できなかったことは、一定やむを得ないものと考えるが、潜在的なニーズの把握に努めるなど、それぞれの取組の強化が必要である。 ・その他、福祉・医療関係の実習生の受入れや、専門的な知識・技術を持つ職員の派遣など、地域福祉の向上にも寄与している。 <p>以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。</p>				

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
図書貸出タイトル数	82,000タイトル	106,622タイトル
生活訓練参加者数	580人	582人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

＜総括的な評価＞

・図書館業務の成果目標である図書等貸出数は106,622タイトルと目標（82,000タイトル）を達成した。中でも、サピエ図書館（点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース）の利用は前年度より大きく増加（R4：85,923件→R5：90,966件）している。

・もう一つの成果目標である生活訓練参加者数は、視覚障がい者のニーズに応じたさまざまな個別訓練の実施により延べ582人となり、目標（580人）を達成した。特に、眼科医や市町の担当部署への周知を強化したことにより、眼科の診察後に来館される視覚障がいが増えるなど、新たなニーズの掘り起こしにつながっている。

・指定管理者が独自に設定した目標は、10項目中8項目を達成することができた。達成されなかった2項目についても、スキルアップ講習会は目標達成率が改善しており（R4：67%→R5：80%）、音訳奉仕員養成講座修了者数の目標達成率も80%と、いずれも8割以上の実績を残している。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている判断する。

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会
 ②指定の期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
 ③管理業務の内容
- ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。
 - ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。
 - ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。
 - ・災害発生時における被災者支援に関すること。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設利用者数	4,600人	4,056人
字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数	240回	183回
生活訓練（難聴・中途失聴者向け手話教室）実施回数	10回	12回
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成講座受講継続率	90%	91.6%
職員専門研修受講率（外部研修を受講した常勤職員の割合）	100%	100%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・利用者の要望に基づいてヒアリンググループ等聴こえを支援する機器を設置し、利用環境の整備を図っている。

・ホームページやLINEを活用して聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、遠隔手話通訳サービスの説明会・体験会を開催するなど、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、利用促進に努めている。

・例年開催しているセンターまつりでは、盲ろう者をテーマにした映画上映会を企画するなど、参加者の興味を引くテーマ設定を心がけるとともに、テレビなどの報道機関に情報提供を行うことで、センターの認知度向上に積極的に取り組んでいる。

・施設利用者数については目標値（4,600人）には達しなかったものの、令和4年度より増加（R4：3,855人→R5：4,056人）しており、現指定期間で最も利用者数が多かった。情報発信回数が目標に達しなかったことには、個人情報漏えいの可能性のある事案の発生により、情報発信を一時休止していたことが影響しており、やむを得ない部分がある。

・施設利用者数及び情報発信回数を除く3項目の成果目標については、目標を達成している。

以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

みえこどもの城

1 施設の概要

- ①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
 ③管理業務の内容
- ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務
 - ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務
 - ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
年間総利用者数	220,000人	207,168人
利用者の満足度	80%	98%
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	100回
サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）	100%	100%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・管理業務の実施状況について、業務計画に基づき、管理・運営業務を適切に行っている。県内の小型児童館に出向き、みえこどもの城への来館が難しい子どもたちにも、おしごと広場を体験できる事業を新たに実施するなど、より多くの子どもたちへ体験機会を提供したことを評価する。

・施設の利用状況、成果目標及びその実績については、県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」は未達成であるものの、「利用者の満足度」、「児童健全育成拠点事業実施回数」、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」は目標を達成した。

以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として、適切に管理・運営をしていると判断する。みえこどもの城のさらなる魅力の向上につながるよう、引き続きこれまでに積み重ねてきた経験やノウハウを活用し、業務に取り組まれることを期待する。

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績 就業実績／求職件数	80%	35.7%
相談（就業・生活等）件数	340件	229件
就業支援講習会参加者数	100人	76人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C		

＜総括的な評価＞

・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も参加しやすさを考慮し、県内5地域で実施するとともに、交流会の拡大が期待される。

・求職者の希望職種とのミスマッチ及び希望職種の求人の減少により、就業実績については5件（就業率35.7%）に留まり、成果目標（就業率80%以上）は達成することができなかったが、資格取得の情報等を収集してホームページに掲載（年間閲覧回数2,803回）し、求職登録者にSNSやメール等を利用して情報提供等（LINE配信）を行うなど、求職者の就業活動に寄与することができた。

・各種相談事業の状況は229件となり、成果目標（340件）を達成することができなかった。しかし、ホームページでの情報発信やSNS（LINE）配信による情報提供（6,699件、令和4年度1,849件）に努め、チラシの配布を22,072件（令和4年度1,610件）行い、一般相談及び就労相談が電話143件・メール67件・来所14件（令和4年度 電話83件・メール36件・来所37件）、弁護士による専門相談が5件（令和4年度 4件）で、合計229件のほか、令和5年度から導入したひとり親家庭等相談用AIチャットボットによる相談が759件あり、一定の役割を果たすことができた。

・就業支援講習会参加者数については、パソコンと簿記の技能講習会のほか、ハローワークとともに就労に関する研修会を開催した。パソコン講習会は22名が修了し、5名が資格を取得した。簿記は11名が参加し、うち5名が日商簿記初級に合格した。また、ビジネスマナー研修には33名、就労に関する研修には10名がそれぞれ参加した。参加者は計76名と目標（100名）を達成することはできなかったが、一定の成果を出すことができた。

・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障が出ないよう対応する必要がある。

以上のことから、実績値が目標値に達しない部分はあるものの、センターのホームページにひとり親家庭等相談用AIチャットボットを導入し、支援の充実に努めており、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

2 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

三重県聴覚障害者支援センターの令和7年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

7月24日	第1回選定委員会の開催 ・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・ 審査項目及び採点方法、採点基準の決定
7月30日～8月9日	募集要項の配布
8月19日	現地説明会の開催
8月26日～9月2日	申請の受付
10月2日	第2回選定委員会の開催 ・ 申請者のヒアリング及び審査 ・ 指定管理候補者の決定

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子
(三重県津市桜橋二丁目131番地)

②事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

P93～94のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名

委員長	武田 誠一	(三重短期大学生生活科学科教授)
委員	渡邊 功	(三重弁護士会推薦弁護士)
委員	坂口 知子	(東海税理士会津支部推薦税理士)
委員	野口 あゆみ	(NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアースセンター事務局長)
委員	黒宮 健一	(公募)

(5) 今後の予定

①指定管理者の指定

令和6年定例会11月定例会に、指定管理者の選定に関する議案を提出
予定

②協定締結

令和7年3月

③指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

三重県聴覚障害者支援センター指定管理者審査基準

三重県聴覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」は、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数をその委員の採点値とする。
- ④ 過半数の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。なお、応募者の総合点が同点の場合は、配点の割合が最も高い「審査基準」の合計点が高いものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。
- ⑦ 評価
 - 評価点数5 この提案は、かなり優れている
 - 評価点数4 この提案は、優れている
 - 評価点数3 この提案は、標準的である
 - 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
 - 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県聴覚障害者支援センター審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5	
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5	
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5	
県民(利用者)の公平な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5	/20

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止、危険箇所の発見とその対処に関する取組は適切か	1	2	3	4	5	
適切な運営管理の確保	危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理への取組は適切か	1	2	3	4	5	
							/10

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか						
	・字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出に関する業務 ・地域生活の支援に関する業務	1	2	3	4	5	
	・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に関する業務 ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する業務	1	2	3	4	5	
	・災害発生時における被災者支援に関する業務 ・遠隔手話通訳サービスの提供に関する業務	1	2	3	4	5	
	・手話の普及に関する業務 ・地域活動の活性化に関する業務	1	2	3	4	5	
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5	
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5	
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5	
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5	
	成果目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5	
						/45	

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
施設の管理にかかる経費の節減	計画が実行可能な内容であり、経費節減につながるものとなっているか	1	2	3	4	5	/5

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					小計
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5	
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5	
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5	
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5	
							/20

合計							/100
----	--	--	--	--	--	--	------

三重県聴覚障害者支援センター事業計画書の要旨

<p>運営上の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者が地域社会や日常生活で抱える意思疎通の障壁を解消し、きこえる人ときこえない人が心のバリアをなくし、お互いに尊重し合いながら、地域社会で共に暮らせるよう取り組みます。 ・聴覚障がい者一人ひとりが「生きがい」を感じ、「生活の質（QOL）」を高め、地域社会で活躍できるよう、意思疎通支援や相談支援、災害支援活動を通して、支援を行います。 ・聴覚障がい者や県民の視点に立った運営を行い、共生社会の実現のため、三重県社会資源としての役割を自覚し、事業を総合的かつ計画的に進めます。
<p>事業実施に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者や県民の視点に立った運営を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加のため、字幕映像ライブラリーの製作及び貸出、手話通訳者等の養成及び派遣、相談支援、情報支援機器の貸出など、聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報入手等の保障を総合的かつ計画的に進めます。 ・災害発生の際、聴覚障がい者への避難情報等の伝達や問い合わせ対応など、情報発信の拠点となる活動を行います。また、聴覚障がいや災害時の支援方法について学ぶ講座を開催し、支援活動を行える人材を養成し、被災者支援に向けた取り組みを行います。 ・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを行うためのシステムの維持管理のほか、必要な際に円滑に活用できるよう、団体や市町の協力のもと、体験会等を行うなどの普及啓発を進めます。 ・手話は言語であるという認識や聴覚障がいについての理解を深めるため、県民等に向けた手話講座を実施するとともに、合理的配慮の提供についての理解を深めるため、県や市町職員向けの手話講座も行います。
<p>施設及び設備の維持管理に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保のため、危機管理マニュアルを作成し、全職員が危機管理マニュアルを熟知します。 ・危険箇所チェックリストを作成し、リストに基づき、職員が日常的に危険箇所を点検します。 ・三重県社会福祉会館の避難訓練に積極的に参加します。また、台風や豪雨による警報発令、震度4以上の地震が発生した場合、センターを一時閉館し、センター内や周囲の安全を確認し、利用者と職員の安全確保に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報、鍵付きのキャビネットなどに保管します。個人情報保護マニュアルを作成し、情報の取り扱いについて方針や基準を定め、個人情報の保護管理について徹底します。 ・環境への負荷の削減、地球温暖化防止のため、センター内の電気及び空調等をこまめに消し、節電に努めます。また、消耗品の購入には「グリーン商品」の購入を心がけるとともに、廃棄物の発生抑制、繰り返し使用可能な文具等、エコへの推進や環境への配慮を行います。
<p>センター活用の県民サービスの向上に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者と意思疎通を図る必要がある企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼に応じて、手話通訳者等の派遣を行います。また、手話通訳者等の派遣コーディネートを行う担当者が設置できない市町から委託を受けて派遣業務を行います。 ・聴覚障がい者のそれぞれのコミュニケーション手段に対し、手話、筆談等で対応ができるよう、窓口に磁気ループや会話補助装置、筆談ボードの複数設置や、職員が手話や筆談で対応できる環境を整えます。 ・センターの事業内容を紹介するパンフレットを作成し、自治体や公共施設、福祉機関、補聴器代理店等に配布することで、センターの周知及び利用促進を図ります。 ・聴覚障がい者団体や支援団体等にボランティア作業室や研修室、印刷機や紙折機を貸し出し、施設の有効利用を図ります。
<p>管理運営にかかる経費の節減に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な職員配置により、業務の効率化を推進させ、業務品質を低下させることなく、事務処理の効率化に取り組みます。施設や設備、機器の経年劣化をできるだけ抑える長寿化に取り組み、不具合の早期発見や修繕を実施し、修繕費用の経費削減に努めます。
<p>運営体制及び組織に関する事項</p>	<p>センターの運営管理や事業実施に必要な人材を確保し、適切な管理運営に努めます。職員は、常にセンター業務に求められるニーズに対応することを踏まえ、センター内での情報共有のための会議を行うこととします。また、外部専門研修等を積極的に活用し、職員の資質向上を図ります。</p>

18 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年6月3日～令和6年9月16日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年6月14日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年6月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	21名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年7月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和6年7月19日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親4件、養子縁組里親3件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年7月24日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 渡邊 功 他3名
4 諮問事項	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	審査基準及び配点表（案）について審議を行い、原案どおりとすることが適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和6年8月1日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 安部 悦子 他12名
4 諮問事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 「三重県地域福祉支援計画」の改定について 2 「三重県再犯防止推進計画」の改定について 3 「三重県ひきこもり支援推進計画」の改定について 4 「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定について 5 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の改定について 6 「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について 7 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の改定について 8 「子どもを虐待から守る条例」の改正について 9 「三重県社会的養育推進計画」の改定について 10 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について 11 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年8月2日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年8月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和6年8月28日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委 員 駒田 幹彦 他12名
4 諮問事項	1 令和5年度の実施実績及び令和6年度の実施状況について 2 第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
5 調査審議結果	上記1について報告し、意見交換を行うとともに、上記2について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	令和6年9月6日
3 委員	部会長 野村 豊樹 委 員 平山 雅浩 他10名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について 2 「健やか親子いきいきプランみえ」の改定について
5 調査審議結果	上記1について報告し、意見交換を行うとともに、上記2について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年9月13日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	